

3. 保健福祉活動

(1) 震災対応業務

石巻合同庁舎の1階まで浸水し、庁舎内に閉じこめられた4日間は避難してきた地域住民の救護等に当たった。その後、技術総括をはじめ専門職を中心に各班の保健師等専門職で構成する所内横断的な「保健活動班」を整備し、3月18日から保健師・事務職等をコーディネーターとして被災市町へ派遣し、市町の被災状況の把握、避難所の感染症発生・予防対策、管内の医療情報の収集・提供等を行った。さらに4月下旬からは保健所長をトップとした体制に組み替えて市町村支援の充実を図った。他保健福祉事務所等から保健師・事務職等の支援（5～6月は3名の保健師が兼務）を受け、当所職員と共に被災市町に対し保健活動（避難所の環境衛生改善対策、エコノミークラス症候群対策、栄養対策、福祉避難所設置支援、二次避難に関する調整支援、乳幼児健診再開に向けた支援等）及び被災市町の災害時保健活動計画の策定支援を行った。また、情報共有を図るため所内ミーティングを開催しながら支援に当たった。

7月以降は、災害に伴う業務についても班の業務として行うこととしつつ「保健活動班」を継続し、福祉部門も加え定期的に（週2回）ミーティングを開催。市町支援については、石巻市は県外派遣保健師ミーティング、心のケアミーティング及びサポートセンター等打合せ会へ出席、東松島市は情報収集しながらニーズに合わせ支援、女川町は、週1～2日程度の支援を行った。

11月には本庁保健福祉部内に部次長をリーダーとした「被災者生活支援調整会議」が設置され、被災者生活支援が組織的に行われることとなった。当所においては副所長をリーダーとした「被災者生活支援チーム」としてこれまでの保健活動班を引き継ぎ支援活動を行った。

これまでの市町支援に加え、管内市町保健師活動情報交換会、管内市町サポートセンター関係担当課長等連絡会及び民間賃貸応急仮設住宅入居者健康調査に係る調整会議の開催や在宅避難者の生活支援に関する情報収集等を行った。

①市町への保健師等支援活動

A. 概要

当所及び他保健福祉事務所等の保健師、リハビリテーション専門職及び事務職等を管内3市町に派遣し以下の支援を行った。また、震災後の状況に応じて支援体制を変更しながら対応に当たった。

イ. 石巻市、東松島市、女川町における災害保健活動への企画調整支援。

避難所、在宅への災害保健活動への企画調整支援。

ロ. 市町の通常の公衆衛生体制の再構築への支援。

B. 各期間における対応

イ. 緊急対応期

【震災当日から震災後4日】

石巻合同庁舎1階部分まで浸水し庁舎内に閉じこめられた。この期間は石巻合同庁舎に避難した地域住民の対応（救護等）に当たった。

【震災後7日目～12日目】

市町への保健活動支援は3月18日に開始。（震災当日、他保健福祉事務所に出張中であった保健師は、3月12日から東松島市へ支援に入っていた。）3市町に5泊6日で当所保健師と事務職を派遣。

【震災後12日目～4月30日まで】

3月23日からは、所内職員のほか、県内他保健福祉事務所等（以下県内保健所）からの派遣職員（保健師、リハビリテーション専門職、事務職等）も含め各市町に職員を派遣した。なお、東松島市については、市保健師等で災害保健活動に対応していく方向性が出されたことや管内他市町の被災状況や活動体制等を勘案し、今後は情報収集・交換しながら必要時支援に入ることとし、常駐しての支援は4月上旬で終了した。

ロ. 避難所対応期（5月～6月）

県内保健所等から当所に3名の保健師が兼務発令となり、当所の保健師は技術総括以下12名の体制となった。それぞれ石巻市（本庁と総合支所）、女川町を担当とし、当所保健師と複数で市町支援を行う担当制をとった。

ハ. 応急仮設住宅移行期～生活再建期（7月以降）

7月に定期人事異動が行われ、3名の兼務発令が解かれ、当所職員で市町支援を実施した。災害に伴う業務についても班体制で業務を遂行した。市町支援体制については、女川町には担当保健師を決め週2回程度支援に入ったほか、石巻市の会議や打合せ等に出席した。東松島市には、ニーズに合わせて支援を行いながら情報交換を行うこととした。

各時期及び市町ごとの支援内容については以下のとおりである。

市町支援保健活動(3月18日～) 保健活動班

総括:技術総括(所内対策本部との連絡,調整等)			
副総括:疾病対策班長(事務所のコーディネーター,所内保健師活動調整)			
所 外(市町コーディネーター)			所 内
石巻市	東松島市	女川町	緊急対応, 必要ケースの安否確認 (精神,感染症,結核等)
<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市担当保健師1名 ・事務担当1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市担当保健師1名 ・事務担当1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町担当保健師1名 ・事務担当1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・所内保健師3名

市町支援保健活動(5月～) 保健活動班

【体 制】						
総括:保健所長				副総括:技術総括		
所 外				所 内		
石巻市チーム	石巻市総合支所チーム	東松島市	女川町チーム	保健グループ	栄養グループ	リハビリグループ
<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体公衆衛生医師1名 ・他自治体事務1名 ・兼務保健師1名 ・所内保健師1名(窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体事務1名 ・兼務保健師1名 ・所内保健師1名(窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所内保健師1名(窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体事務1名 ・兼務保健師1名 ・所内保健師1名(窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所内保健師4名 ・歯科医師(歯科保健担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務管理栄養士1名 ・所内管理栄養士2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務理学療法士1名 ・所内理学療法士1名

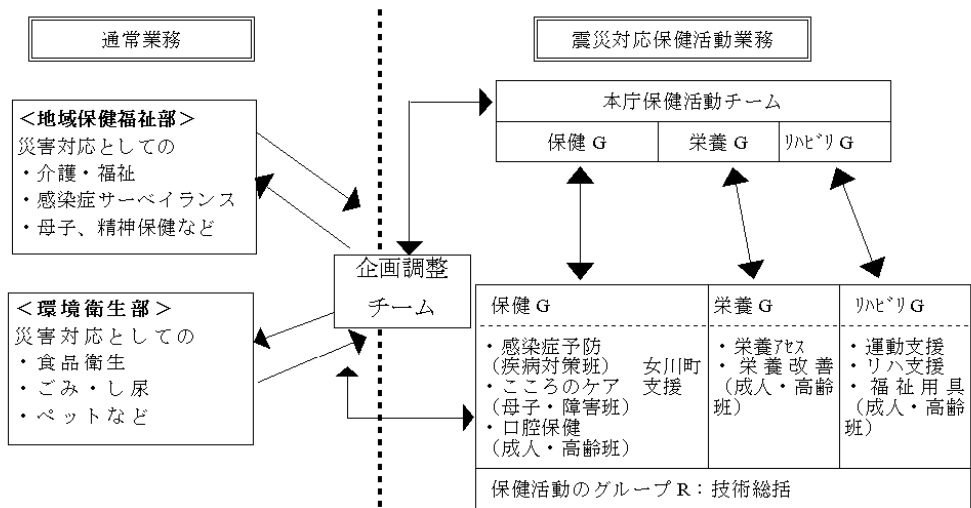
市町支援保健活動(6月～) 保健活動班

【体制】

総括:保健所長		副総括:技術総括				
所 外			所 内			
石巻市チーム 石巻市総合支所チーム	東松島市	女川町チーム	保健グループ	栄養グループ	リハビリグループ	
6月 石巻市, 支所チーム ・他自治体公衆衛生医師1名 ・他自治体事務1名 ・兼務保健師2名 ・所内保健師1名(窓口)	・所内保健師1名(窓口)	・他自治体事務1名 ・兼務保健師1名 ・所内保健師1名(窓口)	・所内保健師4名 ・歯科医師(歯科保健担当)	・兼務管理栄養士1名 ・所内管理栄養士2名	・兼務理学療法士1名 ・所内理学療法士1名	

市町支援保健活動(7月～) 保健活動班

企画調整チームに1名保健師増, しかし兼務3名の減



《石巻市》

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
3月18日 ～3月23日 (緊急対応期)	◇5泊6日で石巻市健康推進課へ当所保健師1名、所内事務職等1名派遣。 市へ常駐する体制。	<ul style="list-style-type: none"> ①保健活動コーディネーターとして派遣開始。 ②市の被災状況を把握し、当所へ情報提供。 ③感染症対策支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染性胃腸炎対策のための衛生材料を検査以外対策本部へ発注。 ・感染性胃腸炎パンフレット作成。 ④県への要請等取りまとめ。え <ul style="list-style-type: none"> ・人材の派遣要請（理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師）。 ・透析患者に対する通院支援要請。
3月23日 ～4月30日 (緊急対応期～避難所対応期)	<p>◇3月23日から当所保健師1名、県内応援保健師1名、所内事務職等1名派遣。</p> <p>◇3月28日から当所保健師による石巻市総合支所の巡回開始。</p> <p>◇4月8日から県内応援保健師による総合支所の巡回開始。</p> <p>◇4月11日から当所保健師の石巻市本庁窓口担当、総合支所窓口担当を決め、県内応援保健師とペアで支援。</p>	<p>【保健活動全般・健康調査・一般健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種保健活動検討会議に出席。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の保健活動関係者合同ミーティングに出席。 (健康推進課保健師、栄養士、歯科衛生士、県外派遣保健師、保健所) ・市健康推進課グループリーダー会議に出席。 ・保健活動検討プロジェクト会議に出席。 ・石巻市立病院看護部と避難所巡回相談について検討。 ②二次避難者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ市町保健師へ要支援者情報を提供。 <p>【母子保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児健診再開へ向けて検討。 ②妊婦乳幼児世帯のレスパイトについて県内情報提供。 ③市民向けに管内産婦人科情報一覧を作成・配布。 <p>【高齢者保健福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉避難所設置に向けた調整等の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部へ市健康推進課と福祉避難所設置の必要性について提言。 ・市立病院看護師の福祉避難所運営支援について打合せ。 ・福祉避難所【桃生農業者トレーニングセンター】設置準備の協力。 ・福祉避難所入所フロー作成。 ②エコノミークラス症候群対策の協力。 <ul style="list-style-type: none"> ・DVT 検診及び健康運動士による運動指導の実施。 ・理学療法士、作業療法士による要介護者の抽出、ADL の把握。 <p>【精神保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院に対して送迎を依頼。 <p>【避難所の感染症・環境対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策に関する情報提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所一斉清掃（土足禁止）プロジェクトの立ち上げ、一斉清掃を支援。 ・予防接種資料の作成。

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
5月1日 ～6月30日 (避難所対応期)	<p>◇他自治体公衆衛生 医師1～2名を石巻 市健康推進課へ派 遣。</p> <p>◇5月1日から県内応 援保健師3名が兼 務となり、そのうち 1名を石巻市健康 推進課、1名を総合 支所へ派遣し、所内 窓口担当保健師と ペアで石巻市を支 援。</p> <p>◇6月1日から兼務保 健師2名と当所保 健師1名が、石巻 市を支援。</p>	<p>②避難所の運動支援策の検討。 ・避難所の運動支援策について市担当者及び関係者の会議に出席し、意見交換。</p> <p>【精神保健】</p> <p>①医療救護班向けに、心のケアチームとの連携フロー図を精神保健福祉センターの意見をもとに作成を支援。 ②管内精神保健担当者会議（保健福祉事務所主催）に向けて、市担当者と現状や今後の方向性の意見交換と共有。 ③心のケアチームが参画する応急仮設住宅内集会所での健康相談会の企画を支援。</p> <p>【感染症・環境対策】</p> <p>①避難所サーベイランス実施について、市担当課及び担当者と打合せを行い、実施結果を情報提供。 ②がれき作業時の留意事項を市復興対策室担当者へ情報提供。 ③N95 マスク確保の支援。 ・国立環境研究センターによる避難所の大気測定のための場所の選定等を市とともに実施。 ④避難所での害虫発生について情報収集。 ・市防虫対策会議に出席し、保健師活動から明らかになった課題を情報提供。 ・防虫対策キャンペーン後の評価検討会に出席し、今後の方向性について意見交換。当所環境生活部に対し、市環境部との調整を依頼。</p> <p>【歯科保健】</p> <p>・今後の歯科保健対策の進め方について検討（派遣歯科衛生士も含めて）。 ・避難所等での歯科保健上の課題について情報提供（市歯科衛生士とともに国に情報提供）。 ・歯科衛生士派遣調整。 ・避難所巡回指導や乳幼児健診等に従事する歯科衛生士の派遣を県医療整備課に要請。</p>
7月1日以降 (応急仮設住宅移行期～生活再建期)	<p>◇7月からこれまで当所保健師の市への常駐体制から、業務ごとの支援体制。</p>	<p>①他県応援保健師ミーティング（市主催）への出席（週1回）。 ②石巻市応急仮設住宅サポートセンター等打合せ（市関係課）への出席（週1回）。</p>

《東松島市》

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
3月18日 ～3月23日 (緊急対応期)	◇5泊6日で東松島市健康推進課へ当所保健師1名、所内事務職等1名派遣。市へ常駐する体制。	①保健活動コーディネーターとして派遣開始。 ②市の被災状況を把握し、当所へ情報提供。 ③感染症対策支援 ・避難所でのインフルエンザ、感染性胃腸炎の発生時対応と、発生予防対応として避難所巡回、ポスター配布。
3月23日 ～4月30日 (緊急対応期～避難所対応期)	◇3月23日から県内応援保健師1名、事務職等1名派遣。 ◇4月5日から当所保健師常駐せず、必要時支援する体制。	【保健活動全般・健康調査・一般健康相談】 ①保健師ミーティングに出席。 ②個別支援（がん患者等）が必要なケースの検討。 ③県へ宮城県臨床心理士会派遣要請。 【感染症・環境対策】 ①インフルエンザ等の集団発生に伴う避難所対応と、発生予防対応としての避難所訪問。 ②学校の汚泥対策について検討。 ③避難所等の保健活動にかかる情報提供及び塩素系消毒剤の追加提供。 ④避難所サーベイランス実施について、町担当課及び担当者との打合せを行い、実施結果の情報提供を行った。 【高齢者保健福祉】 ①避難所におけるエコノミークラス症候群及び生活不活発病対策の支援。
5月1日 ～6月30日 (避難所対応期)	◇5月から東松島市窓口担当保健師が必要時支援。	①健康支援調査の円滑な実施のために、県外保健師派遣要望。 ②健康支援調査への支援。当所保健師派遣。 ③健康支援調査について、県内保健師職能団体でボランティア活動の動き情報提供。 ④保健活動に関する情報収集等
7月1日以降 (応急仮設住宅移行期～生活再建期)	◇7月から業務ごとの支援体制。	①保健活動に関する情報交換会の実施 ②母子保健 ・乳幼児健診支援（11月から保健師を派遣）

《女川町》

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
3月18日 ～3月23日 (緊急対応期)	◇5泊6日で女川町健康福祉課へ当所保健師1名、所内事務職等1名派遣。 町へ常駐する体制。	<ul style="list-style-type: none"> ①保健活動コーディネーターとして派遣開始。 ②町の被災状況を把握し、当所へ情報提供。 ③救護所の運営、診療体制の調整。 ④心のケアチームの活動調整。 ⑤避難所往診・在宅訪問の進め方を検討。 ⑥避難所の感染症・環境対策。 ・感染性胃腸炎対策の環境整備。 ⑦医療調整会議に出席(毎日)。 ⑧在宅避難者を対象とした1回目ローラー訪問開始(3月20日～4月7日)。
3月23日 ～4月30日 (緊急対応期～避難所対応期)	<p>◇3月23日から県内応援保健師2名、所内事務職等1名派遣</p> <p>◇4月11日から当所保健師の女川町窓口担当を決め、県内応援保健師(1名～2名)と支援。</p>	<p>【保健活動全般・健康調査・一般健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保健活動の調整支援、要支援者のデータ管理。 ②救護所での保険診療活動の調整支援。 ③避難所往診・在宅訪問の進め方を検討。 ④医療調整会議に出席(隔日→4月14日～週2回)。 <p>【母子保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通常業務再開の準備(乳幼児一斉健診の企画・準備)。 ②定期予防接種の調整。 <p>【避難所の感染症・環境対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染性胃腸炎対策の環境整備。 ②総合体育館クリーン大作戦の実施協力。 ・トイレ衛生化計画策定・実施。 ・衛生管理を支援(リスクマネジメント調査)。 ③レジオネラ感染症・破傷風の情報提供。 <p>【高齢者保健福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉避難所の体制を検討。 ②介護関係者打合せ、介護データ突合作業。 <p>【精神保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心のケアチームの活動調整。

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
5月1日 ～6月30日 (避難所対応期)	◇5月1日から県内応援保健師3名が兼務となり、そのうち1名女川町へ派遣し、所内窓口担当保健師とペアで女川町を支援。	<p>【保健活動全般・健康調査・一般健康相談】</p> <p>①各種保健活動検討会議に出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問及び活動を報告し検討。保健活動チームのミーティングへ出席し県外支援者との情報共有。 ・医療調整会議に出席(週2回)し課題や町の方針の確認及び情報共有。 <p>②(人手不足時のみ)救護所運営を支援。</p> <p>③避難住民の健康相談対応。</p> <p>④県外支援者の活動支援と調整。</p> <p>⑤在宅生活者支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目ローラー訪問調整及び支援(4月27～5月18日)。 ・町と共に要支援者訪問調整及び支援。 ・訪問調査終了者及び要支援者のデータ管理。 <p>⑥応急仮設住宅入居者支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅入居者調査支援(調査内容・目的の打合せ、調査票案作成、調査者の調整、各支援者へ調査方法等の説明)。 ・町と共に応急仮設住宅入居者、要支援者訪問を調整。 ・調査終了者及び要支援者のデータ管理。 ・入居者の孤立防止及びコミュニティの再構築を目的に、応急仮設住宅集会所での健康相談や入居者の憩いの場作りの企画・運営。 ・今後の集会所利用、自主的な集まりへの打合せ。 <p>⑦地域支えあい体制(くらしと健康の女川相談センター構想)について検討。</p> <p>⑧保健医療福祉短期災害復興計画工程表(案)作成に係る町の活動整理、情報収集、今後の活動計画の打合せを行い工程表案作成を支援。</p> <p>【母子保健】</p> <p>①乳幼児健診再開支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診再開に向けての準備打合せに出席。 ・乳幼児健診問診票作成支援及び健診に使用する資材について他県及び県内市町へ情報提供を依頼。 ・乳幼児健診企画、運営支援、健診後ミーティング出席(5月22～24日)。 ・健診結果の集計、課題の整理、今後の事業方針等の検討。 <p>【高齢者保健福祉】</p> <p>①高齢者保健活動の課題や現状について、町担当者から情報収集を行い当所へフィードバックし課題整理及び検討。</p>

派遣期間	派遣体制	主な支援内容
5月1日 ～6月30日 (避難所対応期)	◇5月1日から県内応援保健師3名が兼務となり、そのうち1名女川町へ派遣し、所内窓口担当保健師とペアで女川町を支援。	<p>【精神保健】</p> <p>①心のケアチームの訪問状況を確認し課題を整理。 ②ケアチームの活動報告を受け、要支援者の支援方法について打合せ。 ③心のケアチームの今後の活動方針について打合せ。 ④心のケアナース育成等における打合せに出席。 ⑤心のケアサポートセンター構想についての打合せに出席。</p> <p>【感染症・環境対策】</p> <p>①がれき作業時の留意事項や食中毒の防止対策などについて町担当課へ情報提供及びパンフレットの配布。 ②避難所サーベイランス実施について、町担当課及び担当者との打合せを行い、実施結果を情報提供。</p> <p>【その他】</p> <p>①歯科医師による口腔ケアの必要性等についての支援者向け研修会の調整支援(1回開催)。 ②職員の経験、話を傾聴し精神的な支援についても心がけ支援。</p>
7月1日以降 (応急仮設住宅移行期～生活再建期)	・当所保健師1名を週2回常駐で派遣。(9月～週1回)	<p>①各保健活動の調整サポート、要支援者のデータ管理。 ②保健医療福祉調整会議(医療調整会議を再編)に出席。 ③こころとからだの健康相談センター打合せ、調整支援、実施要領等の作成。 ④こころのケアスタッフ・ここから専門員の研修企画、実施・フォローの支援、聴き上手ボランティア養成の研修企画、実施、フォローの支援。 ⑤今後の女川町保健活動計画に係る打合せ、保健医療福祉短期災害復興計画工程表の見直し。 ⑥女川町相談窓口関係者向けリストを作成。 ⑦乳幼児一斉健診のデータ整理。 ⑧町職員メンタルヘルス対策を精神保健福祉センター、宮城こころのケアセンターと連携し検討(11月～)。 ・保育所職員の健康調査、個別面接の実施及び研修開催。</p>

C. 実施結果

市町への保健師等支援活動について震災直後は、当所保健師と事務職等での市町支援であったが、翌週から県内の保健福祉事務所等から応援が入り、複数で市町支援に入ることができた。

4月中旬からは、当所保健師の市町窓口担当を明確にしたことで、市町にとって、相談先が明確になり、随時相談できる体制となったことや当所の動き及び県全体の動きが分かるようになったとの意見があった。そして震災当初からの経過を全体的に把握してきてくれて心強いとの意見があった。

東松島市については、以前の宮城北部連続地震の経験から災害保健活動マニュアルが作成されており、早期から保健師全員がチームとなり、それぞれの役割で活動していたこと等から市保健師等で今後活動を進めるという申し出があり、4月上旬で保健師等の派遣は終了し必要時支援する形をとった。

また、震災当初石巻市においては、通信手段が限られており本庁地区の状況と総合支所の状況が相互に

伝わりにくい状況であったため、所内でそれぞれの担当保健師を決め、総合支所担当保健師が各総合支所を周りながら、状況を本庁にできるだけ伝えるようにした。

5月からは、他自治体からの公衆衛生医師の当所への派遣や、県内応援保健師の当所兼務など、市町支援体制が充実し、石巻本庁地区は派遣公衆衛生医師をリーダーに、総合支所、女川町は兼務保健師をリーダーに活動した。

6月からは、本庁チームと総合支所チームを一つにした（当所保健師1名、兼務保健師2名）。また、リーダーについて派遣公衆衛生医師は週替わりで交代すること、継続的に状況が分かる保健師が中心となった方が横断的に対応しやすかったことなどから、公衆衛生医師から保健師に変更した。メンバーを固定しチームで支援する体制ができ石巻市、女川町全体の保健活動の現状や課題が見え、市町と共有できる体制をつくることができ、石巻市、女川町の短期的保健活動計画を一緒に作成することができた。

しかし、人事異動等に伴い、7月からは、各班の業務として市町支援する体制になり、これまでのように市町の保健活動を全体的に把握することが難しくなった。

今回のような大規模災害の場合には、数か月単位で固定した市町窓口担当保健師が、継続的に支援する体制が必要であると感じた。

また、事務所が浸水したことから4日間閉じこめられ避難してきた地域住民の救護にあたることになり、管内市町への職員の派遣は震災後7日目からとなったが、この時期は県外から派遣されてきた保健師等が既に活動を開始していた時期であった。

D. 考察及び今後の対応

今回の市町支援をとおして、市町支援体制、所内体制及び被災保健所の支援体制について以下のように考える。

【市町支援体制】

- ・市町支援は、複数の保健師と事務職等で担当し、同じ職員を市町に常駐する体制が望ましい。
- ・支援する保健師の一人は、経験年数の多い保健師で市町の総括保健師を支援（補佐）する役割を担う。
- ・できるだけ、被災地域のサービスや資源に詳しく、市町の総括保健師を知っているほうが望ましい。
- ・災害時の保健福祉事務所の支援体制について管内市町と相互理解しておくこと。
- ・保健福祉事務所の役割について大枠で決めておくが、被災の状況により市町村と協議しながら決めていくことが重要と思われる。
- ・平常時から、業務担当のほかにも、地区担当制についても検討が必要。

【所内体制】

- ・災害前から災害に伴う保健福祉事務所の役割を明確にし、職員それぞれが役割を認識。
- ・災害時早期に、所内で方針を示す体制づくり。
- ・所内保健師と市町支援保健師が市町の現状、課題等の情報共有を早期からできる体制づくり。
- ・他保健所派遣保健師を市町支援のほか所内の業務支援としての配置。

【被災地保健所を支援、強化する体制】

イ 県内保健師の支援について

- ・広範な規模の災害時には、早期に被災の少ない保健所から被災地保健所へ応援に入る体制（年度初めに災害が発生した場合を想定し、派遣する職員を決めておく）を平時から決めておく。
- ・派遣する保健師をできるだけ固定し継続的な支援ができるようにする。また、被災地保健所の保健活動総括者を支援する保健師の派遣も有効と思われる。

ロ 他自治体からの支援について

- ・他自治体公衆衛生医師等（公衆衛生医師、歯科医師、保健師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）について同じ人を継続して派遣が受けられる仕組み。
- ・自治法派遣による支援が早期から受けられるような調整が必要。

②各班震災対応業務

—成人・高齢班—

I. 栄養・食生活支援～市町への支援活動

1. 概要

市町における基本的な食事の提供体制の整備と食環境の向上を図るため、食品等支援物資の流通や食事の提供状況などの課題を把握し、「被災者への栄養・食生活支援活動要領」に基づき、課題に応じた栄養改善活動を行えるよう支援を行った。この要領では、被害の大きい地域を管轄する保健所を重点保健所とし、その他の保健所は応援保健所と位置づけている。当所も重点保健所に位置づけられ、大崎保健所、栗原保健所から支援を受け活動した。5月16日から9月末までは、当所栄養士2名に加え、大崎保健所の栄養士が1名兼務となり、3名体制で活動することができた。また、8月と9月の各1週間、東京都からの支援を受け活動した。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期 (H23年3月11日～3月末)

- ・管内市町被災状況確認
- ・各市町と今後の栄養食生活支援活動について打合せ

(2) 避難所対策期 (4月～6月)

概 要	内 容
◇避難所における栄養・食事状況調査の実施・依頼	【石巻市】 <ul style="list-style-type: none">・4月からの実施について協力を依頼。3月末から石巻市で実施した避難所の栄養・食生活に関する調査に続き県で引き続き調査を実施した。・4～5月の「避難所における栄養・食事状況調査」実施のため、宮城県栄養士会へ会員の派遣を依頼。 【東松島市】 <ul style="list-style-type: none">・避難所の食事・栄養・食品衛生巡回支援。・4月からの実施について協力を依頼。東松島市で実施した避難所の栄養・食生活に関する調査を県の調査に置き換えての実施とした。・各避難所へビタミン剤の配布 【女川町】 <ul style="list-style-type: none">・4月からの実施について協力を依頼。町栄養士が訪問調査を実施。
◇避難所栄養・食事状況調査結果を受けて、避難所の食事の現状と課題を整理、方策を検討	【石巻市】 <ul style="list-style-type: none">・朝食、昼食は、パン又はおにぎりのほか、牛乳、野菜ジュース、おかず等がバランスよく提供できるよう市栄養士、食糧支援担当課、業者等と野菜料理、果物の定期的な配給について検討。・石巻市弁当提供に関する打合せに参画<ul style="list-style-type: none">○弁当業者に対し、野菜が多く、バランスのよい弁当製造を要望・食中毒予防対策として避難所への冷蔵庫設置について検討・調整・物資保管場所である総合運動公園の状況確認・石巻市栄養士が作成している自衛隊用炊き出し献立の栄養価を算出、評価し、市へ情報提供

概 要	内 容
	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員と栄養士による避難所衛生巡回開始（6月末までに51か所巡回） ・石巻市弁当配給の衛生管理等懇談会への参画 <ul style="list-style-type: none"> ・弁当業者、配送業者、石巻市関係各課、保健所食品衛生監視員、栄養士で、コミュニティへの弁当受給者への食中毒予防の意識付けを促す策、弁当業者、配送業者の対策について検討 ・各避難所へビタミン剤の配布
◇福祉避難所への支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所への食事提供・栄養管理体制について石巻市、日本栄養士会と調整
◇関係機関・団体等との打合せ	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニセフ、日本栄養士会とこれまでの活動について情報交換 ・関西広域連合から出された食生活上の課題についての回答に同席 ・石巻市食生活改善推進連絡協議会役員会に参画。今後の活動方針について検討。今年度は、活動できる分会や個人としてのみ活動。
◇石巻市保健活動計画作成支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市健康推進課各リーダー、総合支所栄養士、保健師による今後の災害対応、保健活動に関する打合せに参画。 ・健康課題の整理、優先付けについて検討。
◇乳幼児健康診査支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査への業務支援開始（7月初旬までに7回実施）
◇栄養・食生活支援活動全般に関する支援	<p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の栄養・食品衛生に関する巡回の日程や方法について検討 ・食生活改善推進委員会の活動方針について検討 ・在宅、応急仮設住宅等の訪問時に活用できる宅配業者一覧作成支援
◇栄養・食生活支援活動に関する打合せ	<p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別栄養相談、乳幼児健診の支援のため日本栄養士会及び宮城県栄養士会へ協力依頼 ・仮設厨房計画の進捗状況等の確認 ・保育所、学校給食の再開状況について情報収集 ・女川町食生活改善推進委員会の活動方針について検討

（3）応急仮設住宅移行期（7月～9月）

概 要	内 容
◇避難所における栄養・食事状況調査の依頼・実施	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養・食事状況調査を食事提供方法別の他、弁当業者別に調査を実施 ・食糧支援担当課にモニタリング日の弁当内容確認について協力を依頼 <p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松島市で実施した避難所の栄養・食生活に関する調査を県の調査に置き換えての実施とした（7月で終了）。 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町栄養士が訪問調査を実施

概 要	内 容
◇避難所栄養・食事状況調査結果を受けて、避難所の食事の現状と課題を整理、方策を検討	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁当等物資搬入場所の保管状況確認（食品衛生班の指導に立会い） ・石巻市の避難所に提供している弁当業者を訪問指導 市栄養士、食糧支援担当課に同行を依頼し、調査結果の報告、野菜料理・果物の増量について訪問指導 ・食中毒予防の観点から在宅者の配給所の衛生管理状況の確認・指導を実施（200食以上を扱うところの内3か所） ・惣菜製造業者施設確認、惣菜メニュー提案 ・石巻市避難所巡回に同行 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川町仮設厨房使用状況確認・指導 ・女川町の避難所に提供している弁当業者を訪問指導 (内容：調査結果の報告、野菜料理・果物の増量について)
◇健康支援事業（食生活支援事業）に関する支援	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町を訪問し、健康支援事業「食生活支援事業」について説明 ・各市町の応急仮設住宅の集会所に対する事業の実施状況、計画を確認。本事業の活用について検討。 <p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援事業実施に向けて集会所の現地確認 ・健康支援事業で実施する栄養相談会の内容検討や事業者との打合せについて支援 ・本庁地区における応急仮設住宅入居世帯訪問調査（栄養の状況）のデータ分析支援。健康支援事業実施事業者へ情報提供。 ・健康支援事業打合せに同席 <p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援事業について東松島市と事業者の調整、支援 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援事業打合せに同席（町、事業者）
◇栄養・食生活支援活動全般に関する支援	<p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防啓発資料作成のための資料を情報提供

(4) 生活再建期（10月～）

概 要	内 容
◇避難所における栄養・食事状況調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市及び女川町についても10月で終了。
◇避難所栄養・食事状況調査結果を受けて、避難所の食事の現状と課題を整理、方策を検討	<p>【石巻市、女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に提供している弁当業者を訪問指導

概 要	内 容
◇健康支援事業（食生活支援事業）に関する支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康支援事業打合せに同席（市、事業者） 健康支援事業やボランティア団体が仮設集会所で実施する栄養相談会の実施状況確認 <p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康支援事業打合せに同席（市、事業者） 健康支援事業で実施する栄養相談会の実施状況確認 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川町健康支援事業の実施状況確認
◇栄養・食生活支援活動全般に関する支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災における栄養・食生活支援活動のまとめを支援

3. 実施結果

各市町の現状と今後の活動について、各市町に出向いて随時話し合いながら被災者への食事内容の改善、栄養士活動の支援を行った。

避難所における栄養・食事状況調査の実施にあたっては、各市町と連携し、スムーズに実施することができた。毎月の結果をまとめ、その結果に基づき、各市町栄養士、食糧支援担当課等と連携し食事の配給内容の改善を図ることができた。

また、石巻市の避難所栄養調査、女川町の個別栄養相談など、宮城県栄養士会や日本栄養士会の協力を得て実施することができた。

石巻市の保健活動計画の策定や乳幼児健診などを支援し、通常業務再開へ向けた支援を行うことができた。

4. 考察・検証

被災者への食事の提供については、1日3食の食事、温かい食事、栄養バランスの良い食事の提供を目指して食事内容の改善が図られるよう取り組んできた。震災当初、パンやおにぎりのみだった食事内容から、定期的に牛乳、野菜ジュース、副菜が提供されるようになり、また、弁当の提供も始まり、徐々に栄養バランスが改善された。弁当内容についても、避難所の栄養調査結果をもとに各弁当業者へ野菜料理の増加を働きかけた。食中毒予防の観点などから、なかなか目標量には達しなかったが、野菜料理を増やすことなど栄養バランスに配慮した弁当提供の大切さの意識付けはできたと考える。

応急仮設住宅入居者に対する栄養相談会等を行う食生活支援事業については、事前に各市町や事業者へ説明し、実施に向けて検討を行ったため、各市町で円滑に実施することができた。本事業を実施することで、参加者は栄養バランスに配慮した食事について見直す機会となった。さらに、スタッフの食生活改善推進員自身も、食生活改善に関するボランティア活動を再開させる機会となった。

また、通信機器が思うように使えず、情報の収集や情報共有に苦慮した。県、保健所、市町の役割を明確にし、情報を共有しながら、迅速な対応へとつなげることができるよう体制を整備することが必要だと思った。

5. 今後の方向性

現在、応急仮設住宅中心に栄養関係事業が展開されているが、震災前と比べ、地域及び各家庭の食環境が大きく変化していることから、応急仮設住宅入居者だけでなく地域全体の栄養・食生活支援について各市町と連携し取り組んでいく必要がある。

また、災害時における栄養・食生活活動について県、保健所、市町村の役割を明確にしたガイドラインを作成するなど、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する必要がある。

Ⅱ. 栄養・食生活支援～避難所における栄養・食事状況調査～

1. 概要

【目的】

市町避難所における食品等支援物資の流通や食事の提供状況、栄養サポートのニーズなどの現状を把握し、その結果をもとに、課題に応じた栄養改善活動につなげる。

【対象】

- ・4～5月：全避難所
- ・6月：食事提供方法別に抽出した避難所（避難者数概ね50～100人以上）
- ・7月～10月：食事提供方法別に抽出した避難所、各弁当業者

【調査実施者・協力者】

県庁・保健所（石巻、大崎、栗原）・石巻市・東松島市・女川町・他県派遣栄養士、宮城県栄養士会

【実施方法】

調査実施者及び協力者が各避難所を訪問し、調書に基づき避難所の代表者等に聴き取りを行った。

2. 実施結果

別紙のとおり

3. 考察・検証

4月の調査では、すべての栄養素が不足していたが、徐々に目標量に達するようになった。自衛隊の献立には、市町の栄養士が関わり、バランスのよい食事が提供されるようになった。

また、東松島市は3月末から、石巻市は4月末から、女川町は5月初めから1日1食は弁当を提供するようになり、たんぱく質は5月に、エネルギーは6月には目標量に達した。ビタミンB1、ビタミンB2については、自衛隊等が炊き出しを行っているところでは、ビタミン強化米を使用したため6月に改善が見られた。

ビタミンCについては、石巻市は8月から配送に保冷車を使用したり、女川町も仮設厨房で調理した食事を提供するようになるなど、生野菜や果物の提供も増え、改善がみられるようになった。

塩分については、パン、おにぎり、缶詰等塩分の多いものの提供等により摂取量が多かったが、石巻市では、塩分量に配慮したレトルト食品の提供や、女川町では、町栄養士の献立による朝夕の食事の提供により塩分摂取量の減少が図られた。

避難所の食事内容や栄養状態については、栄養士と食糧支援担当者が連携することで改善することができた。災害時における食糧支援に栄養士も当初から参画できるよう体制を整備しておく必要がある。

避難所の主な食事提供状況

平成23年12月12日

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
石巻市	朝食	・パン ・おにぎり						
	昼食	・缶詰等 (不定期)	3日 サイクル	【配給】 ・LL牛乳 ・野菜ユース ・果物ジュース	・レトルト、缶詰 等により主菜ま たは副菜が朝、 昼に提供			
	夕食	【自衛隊】 ・ごはん ・汁物 ・おかず	1日1回	・魚缶 ・魚肉ソーセージ 等	・牛乳または野 菜ジュースが 毎日提供	・牛乳の代わ りに栄養機 能食品(カル シウム、ビタ ミンD)を週1 回提供 ・野菜ジュ ースは毎日提 供		・夕食に週2回サ ラダ、週1回カット フルーツを提供
				【自衛隊】 ・昼・夕について 市栄養士の献 立に基づいて提 供	【自衛隊】 ・ビタミン強化 米の使用			
				夕食弁当				
東松島市	朝食				朝食弁当			
	昼食	【朝屋用】 ・パン ・おにぎり						
	夕食	・缶詰 ・野菜ジュース ・牛乳 ・野菜 等			屋食パン			
		【自衛隊】 ・ごはん ・汁物 ・おかず			【自衛隊】 ・ビタミン強化 米の使用			
				夕食弁当				
女川町	朝食	・パン ・おにぎり				朝食おにぎり	仮設厨房にて 朝食提供 (町栄養士献立 作成)	
	昼食	・缶詰 ・野菜 等						
	夕食	【女川二小】 炊き出し(汁物、副 菜、果物)		屋食弁当		牛乳毎日		
		【自衛隊】 ごはん、汁物		・【自衛隊】ビタミン強化米の使用、温かいお茶の提供 ・自衛隊と町栄養士で食事内容、献立について連絡調整			仮設厨房 にて夕食 のごはん、 汁物	仮設厨房にて 夕食提供 (町栄養士献立 作成)
				【すかいらーく】 副食				
共通		ミルク・離乳食・アレルギー食・介護食・ビタミン剤の提供						

県では、4月より毎月1回「避難所における食事状況・栄養関連ニーズ調査」を実施しています。4月、5月については、避難所すべてを対象に、6月以降は、避難者数概ね50人以上から食事の提供方法別に抽出した避難所を対象に実施しています。

この調査のうち、避難所の食事の栄養量については、下記のとおりです。

1. 調査実施避難所数

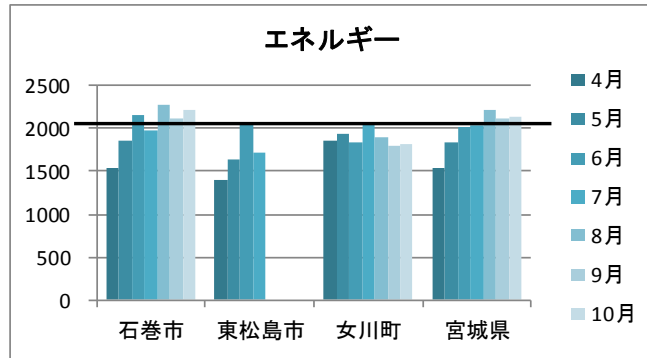
	石巻市	東松島市	女川町	管内計	宮城県
4月	113	33	22	168	332
5月	98	31	10	139	241
6月	16	2	2	20	49
7月	14	1	2	17	33
8月	11	0	2	13	18
9月	11	0	2	13	16
10月	8	0	2	10	10

2. 栄養量について

(1) エネルギー

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
4月	1541	1397	1859	1546
5月	1857	1642	1935	1842
6月	2145	2046	1843	2019
7月	1969	1718	2054	2033
8月	2272		1895	2216
9月	2121		1788	2112
10月	2205		1822	2128

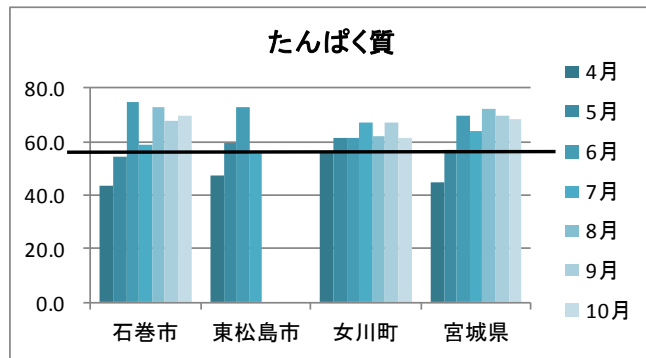
*参照量：1800～2000kcal



(2) たんぱく質

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
4月	43.4	47.1	56.3	44.9
5月	54.2	59.2	61.5	57.1
6月	74.6	72.8	61.2	70
7月	59.0	55.6	66.8	64.0
8月	72.8		62.2	72.2
9月	67.7		66.8	69.4
10月	69.7		61.4	68.1

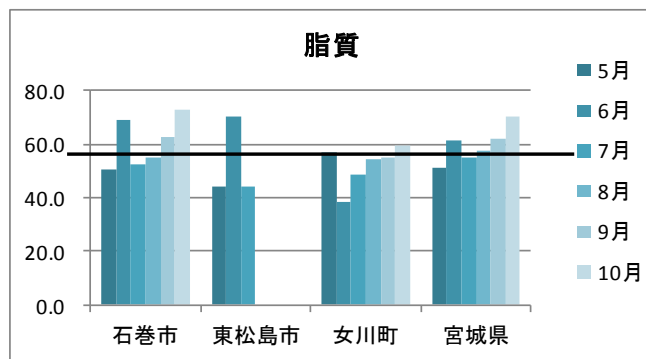
*参照量：55g以上



(3) 脂質

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
5月	50.3	43.9	57.2	51.0
6月	68.7	70.3	38.5	61.1
7月	52.6	44.0	48.6	55.2
8月	54.8		54.4	57.6
9月	62.8		54.7	61.7
10月	72.8		59.2	70.1

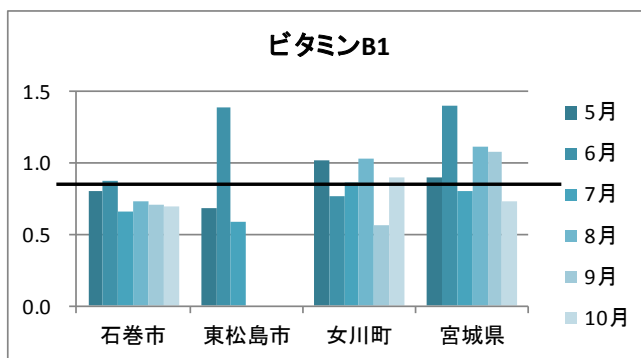
*食事摂取基準から：45～55g (20～25%)



(4) ビタミンB1 (mg)

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
5月	0.8	0.7	1.0	0.9
6月	0.9	1.4	0.8	1.4
7月	0.67	0.59	0.87	0.81
8月	0.73		1.03	1.11
9月	0.70		0.57	1.08
10月	0.69		0.90	0.73

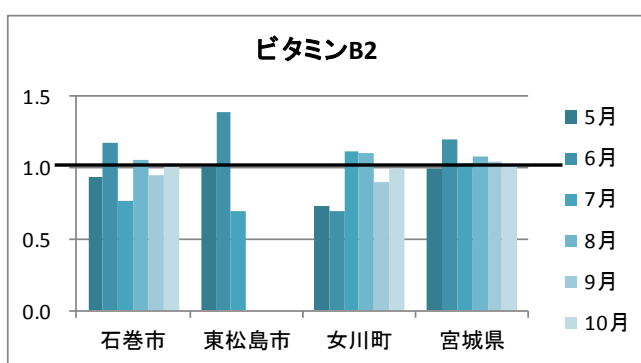
*参照量：0.9mg以上



(5) ビタミンB2 (mg)

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
5月	0.9	1.0	0.7	1.0
6月	1.2	1.4	0.7	1.2
7月	0.77	0.70	1.11	1.03
8月	1.05		1.10	1.08
9月	0.94		0.89	1.04
10月	1.03		0.99	1.02

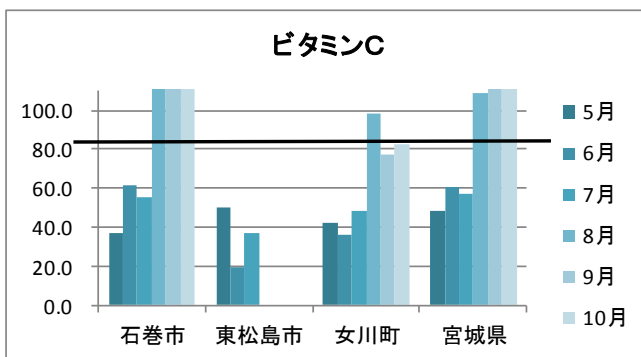
*参照量：1.0mg以上



(6) ビタミンC (mg)

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
5月	37.5	50.0	42.4	48.4
6月	61.1	19.3	35.8	60.4
7月	55.3	37.2	48.5	57.3
8月	121.6		97.9	108.9
9月	224.2		77.4	180.6
10月	119.3		82.2	111.9

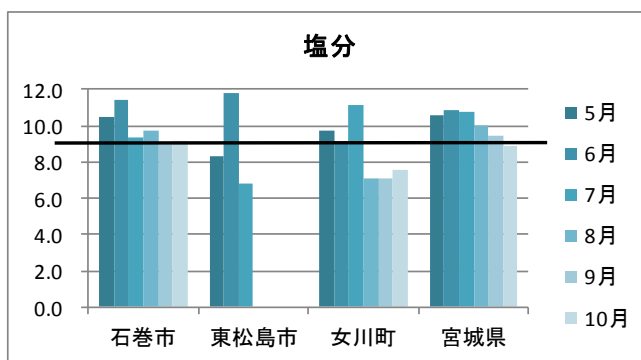
*参照量：80mg以上



(7) 塩分 (g)

	石巻市	東松島市	女川町	宮城県
5月	10.5	8.3	9.7	10.6
6月	11.4	11.8	9.1	10.8
7月	9.3	6.8	11.1	10.7
8月	9.7		7.1	10.0
9月	9.0		7.1	9.4
10月	9.2		7.6	8.9

*参照量：男性9g未満、女性7.5g未満



Ⅲ. 栄養・食生活支援～給食施設支援関係～

1. 概要

(1) 給食施設支援

震災当初は、各施設の被災状況、食事提供状況の確認、栄養補助食品の配布等を行った。

(2) 給食施設災害対応状況調査

【目的】

給食施設の被害及び対応状況、必要とした支援等について確認し、災害対応に関する課題を明らかにし、今後の給食施設における災害対応の体制整備に活用するために給食施設災害対応状況調査を実施した。

【調査時期】

平成23年7月～12月

【実施主体】

県健康推進課、各保健所

【調査対象】

当管内給食施設91施設

【調査方法】

保健所の栄養指導員が施設を訪問し聴き取り、又は調査票をファクシミリ等で配布及び回収を行う。

【調査内容】

- ・地震による被害について
- ・給食の提供状況について
- ・地域での支援体制について
- ・平常時の備えについて
- ・行政機関（県、保健所、市町村等）や関係機関に期待すること

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

- ・管内介護保険施設被災状況確認（訪問）
- ・管内給食提供施設状況確認（電話）

(2) 避難所対策期（4月～6月）

- ・石巻市教育委員会に学校給食の食事提供状況について確認
- ・女川町第四保育所の給食再開に向けての検討会に参画
給食関係の書類、献立、食材発注業者について検討・助言するとともに、献立、日誌、衛生関係等記録用紙の様式をデータで作成し提供する。
- ・病院、老人福祉施設等に栄養補助食品を配布
- ・管内介護保険施設被災状況確認開始（7月まで継続）

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

- ・給食施設災害対応状況調査の実施
- ・栄養関係書籍の配布

(4) 生活再建期（10月～）

- ・給食施設災害対応状況調査の実施
12月までに全給食施設調査終了（全94施設）

3. 実施結果

(1) 給食施設支援

- ・病院、老人福祉施設等へ、栄養補助食品を提供することができた。

(2) 給食施設災害対応状況調査

- ・次項参照

4. 考察・検証

(1) 給食施設支援について

震災により当所も大きな被害を受けたことから、1週間程度は被災状況を調査できなかった。しかし、当所が調査を行えるようになった段階では、食材の調達に不便はあるものの少しずつ購入も可能となっていた。

震災直後の大変な時期に適切な支援が行えるよう被災保健所を他の保健所が支援する体制を整えておく必要があると思われる。

また、栄養補助食品についても、通常の食品納入レートでは手に入れることができないため、被災後、早い時期に必要な施設へ配布する体制が必要と考える。

(2) 給食施設災害対応状況調査について

1日3食を提供する病院や老人福祉施設等においては、非常食として入院患者又は利用者分として3日分程度準備をしているところが多い。今回の震災では、3日たっても食材の納入の目途がたたなかった施設が多く、また、施設に泊まり込んだ職員への食事提供も行ったため、当初準備していた非常食では対応しきれず、各施設で食材の調達に苦慮した。3月後半になってやっとパンやおにぎりの支援を受けられるようになった。しかし、パンやおにぎりはそのままの形状では食べられない高齢者も多く、各施設で工夫しながら食事の提供を行っていた。今後は、各施設で災害時等への対応として非常食を準備するだけでなく、迅速に食材及び食料の確保ができる体制を確保する必要があると考える。

行政への要望としては、災害時に必要な情報を得られるような近隣施設との連携や行政・企業等とのネットワークづくりなどが多く出されている。食材の確保と合わせて、情報の共有・発信の出来る体制を整備しておく必要がある。

5. 今後の方向性

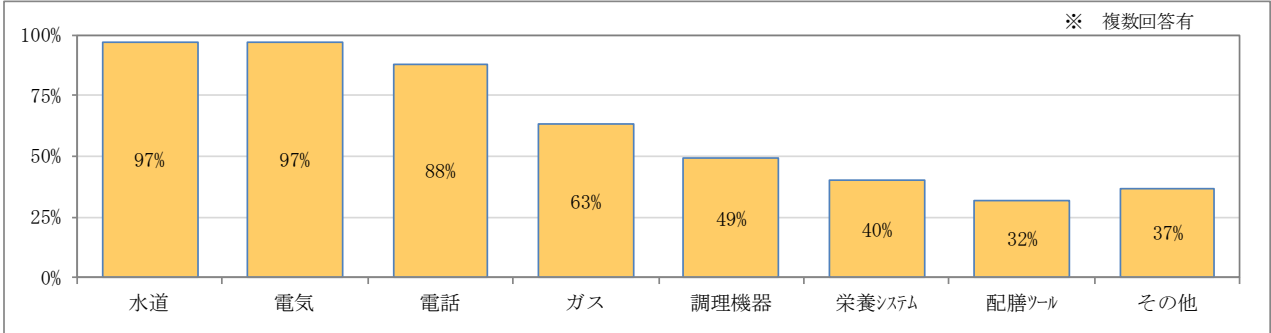
災害時に、情報の提供、食材及び食料の確保が迅速にできるよう、給食施設と行政のネットワークを整備する必要がある。行政からの被災状況の確認及びその対応への活用のほか、情報提供や給食施設間での相互援助などに活用できるよう体制を整備していきたい。

給食施設災害対応状況調査実施結果

【調査施設】 石巻管内 91施設

施設種別	学 校	病 院	老人保健施設	老人福祉施設	社会福祉施設	児童福祉施設	事業所	その他	計
施設数	9	12	6	17	5	40	1	1	91

I 給食施設の被害



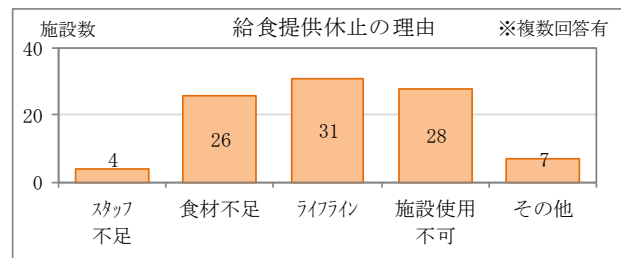
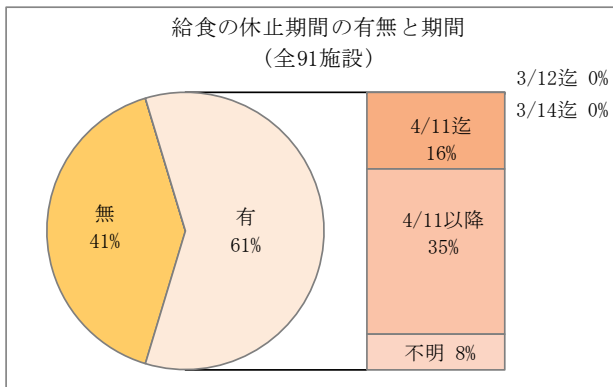
その他

- 施設が使用できなくなった施設 24施設
- 食器洗浄機が故障のため、ラップ使用・給水の水で食器洗浄 4施設
- 食器破損・破損流出 3施設
- 厨房の床のはり替え 1施設
- 給湯器が使用不可になった為水ややかんでお湯を沸かして対応した 1施設
- 地盤沈下・天井落下・ダクト・煙突・ボイラー・浄化槽 1施設
- 下水道が復旧せず仮排水管で対応中 1施設

12月末時点

II 給食の提供状況

(1) 給食休止期間（給食を全く出さなかった期間）について

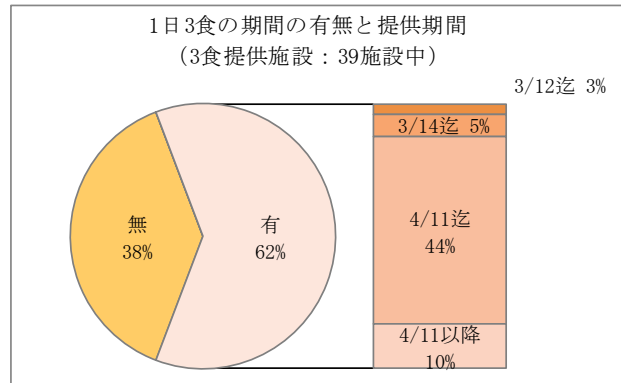
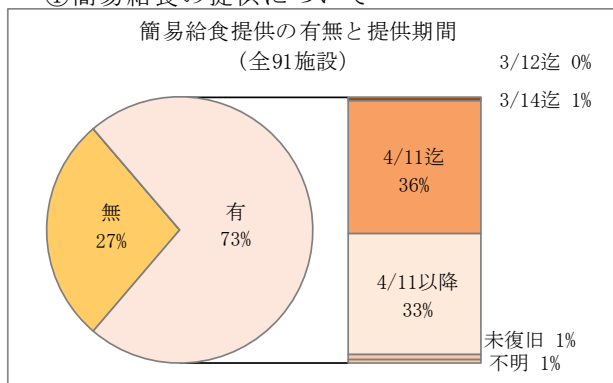


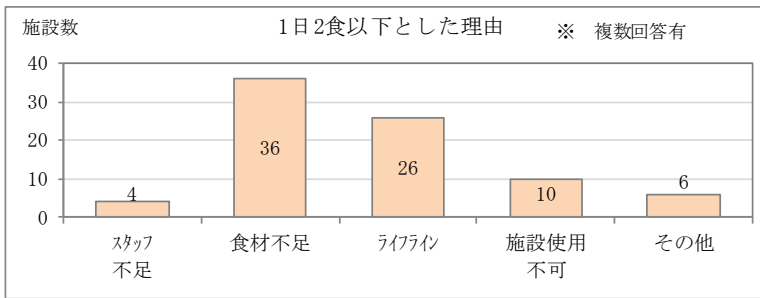
その他の理由

- 施設自体が休止であったため 6施設
- 避難所となっていたため 1施設
- 業者が納品不可であったため 1施設

(2) 簡易給食に関すること

① 簡易給食の提供について

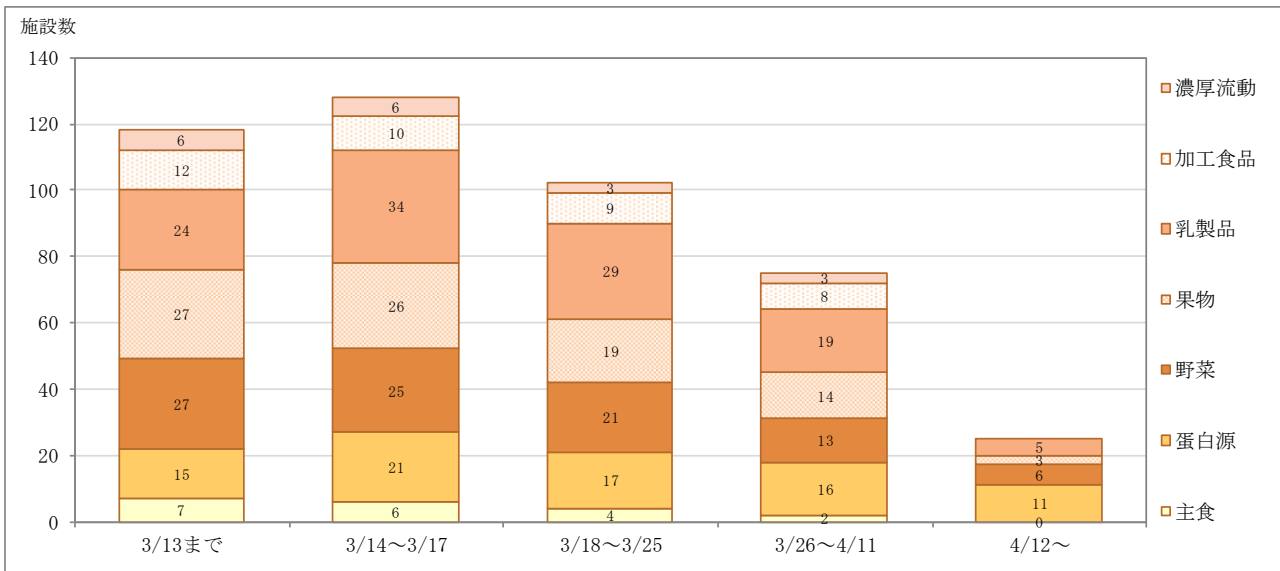




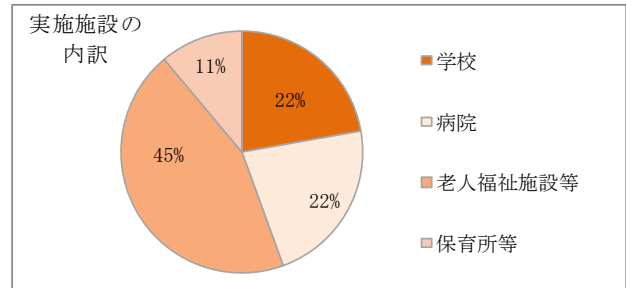
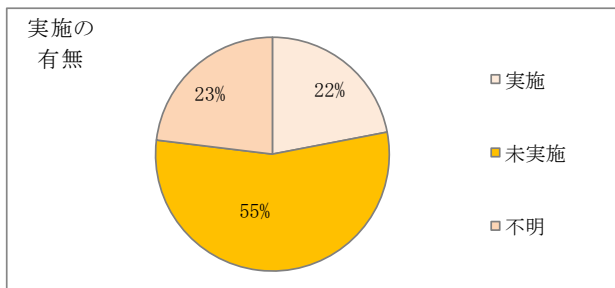
その他の理由

- ・厨房、事務室が津波により全壊。
- ・長期にわたるので控えた(見通しが立つまで)
- ・使い捨て食器には限りがあり水道が復旧しないと3食提供は難しかった。
- ・非常事態がいつまで続くかわからない為3/14まで2食で対応

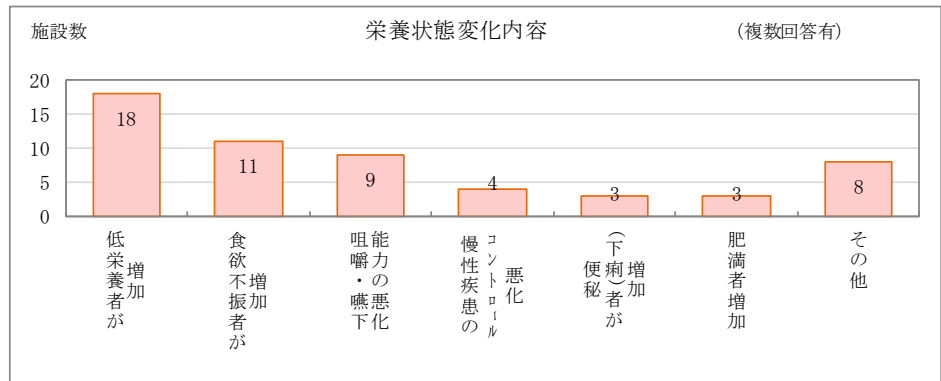
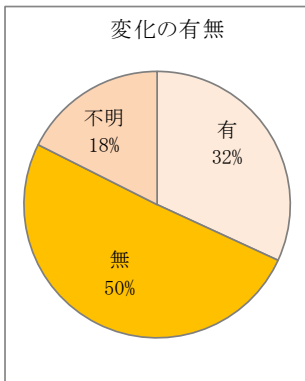
②不足した食材について



③簡易給食中の食事の栄養評価について



④震災後喫食者に生じた栄養状態の変化等

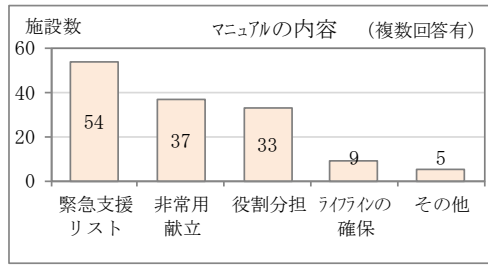
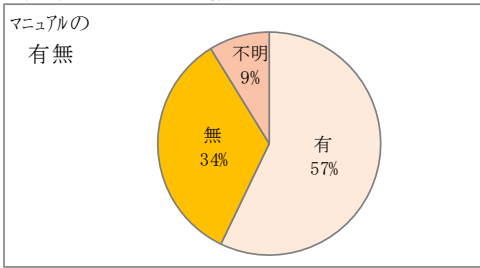


【その他の内容】

- ・疾患コントロールや食欲について把握できず(2施設)
- ・ADLの低下により経口摂取不可能となった方の増加(2施設)
- ・嘔吐 ・脱水症状 ・誤嚥性肺炎になり入院
- ・家でも支援物資を食べていたため野菜を残す子どもが多くなった
- ・虫歯の増加(7月)

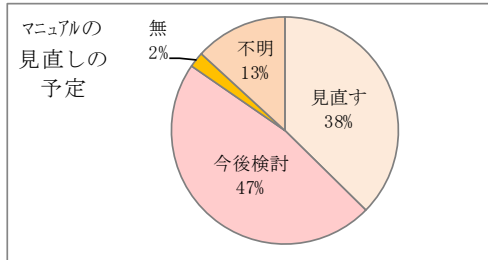
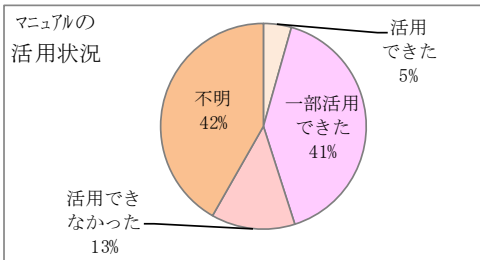
III 平常時の備えについて

(1) マニュアルの整備について



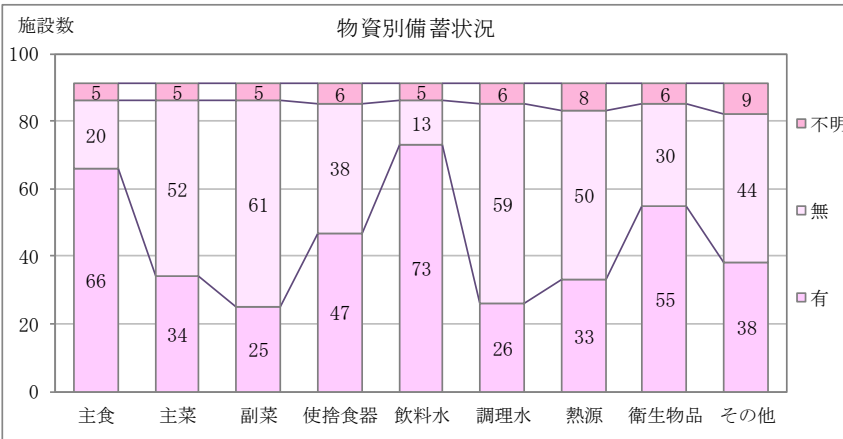
その他の内容

- ・場内の避難マニュアル
- ・保護者への連絡マニュアル
- ・食中毒のみのマニュアル
- ・菓子、水



※見直し・今後検討の施設は8割強が年度内に行う予定であった

(2) 震災前の備蓄の状況

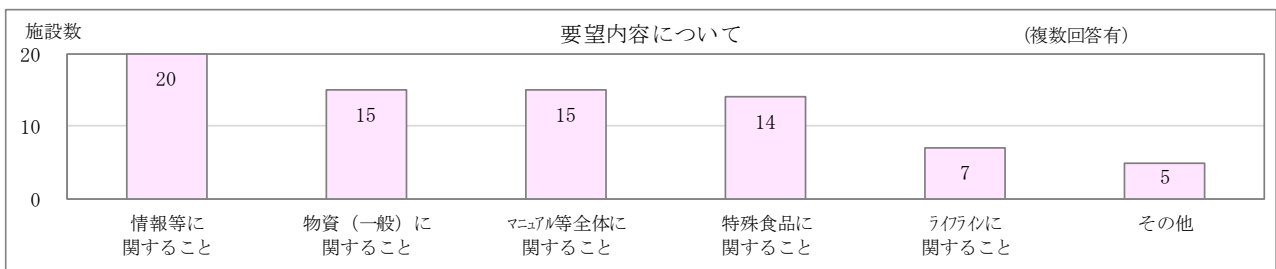


備蓄日数
●備蓄している施設のうち主食・主菜・副菜・飲料水については、1日から3日分の準備をしている施設が約7～8割をしめていた。

備蓄量の評価
●備蓄の有無にかかわらず不足と評価した施設が各物資平均5割から7割を占めていた。

改善予定
●8割以上の施設が備蓄内容（種類・量等）について見直すとの回答であった。

IV 行政への要望等について



- 【情報等に関すること】**
 - ・地域連携の調整
 - ・支援物資（窓口）の一本化
 - ・他自治体及び企業等のネットワーク化
 - ・栄養士会との連絡方法 等
- 【物資（一般）に関すること】**
 - ・均等な物資の配分（乳幼児用等含む）
 - ・早急な分配
 - ・避難場所への備蓄食品の確保
 - ・支援物資のルート等
- 【マニュアル等全体に関すること】**
 - ・防災体制の見直し・避難場所の設置（高台）、見直し・備蓄食品の増加・統一したマニュアル作成・家庭用備蓄の補助 等
- 【特殊食品に関すること】**
 - ・介護食品、新生児用食品の確保、手配、配分
 - ・施設等での濃厚流動食・ゼリー・ムースイグ等特殊栄養食品の確保 等
- 【ライフラインに関すること】**
 - ・非常用電源車の配置
 - ・給水車の早急な手配
 - ・医療機関等の復旧について優先順位の検討 等
- 【その他】**
 - ・二次災害を想定した備蓄量への配慮
 - ・被災施設等への支援
 - ・病院や福祉施設栄養士の派遣
 - ・自力で対応する 等

IV. リハビリテーション支援・リハビリテーション技術支援

1. 概要

福祉避難所（石巻市）の生活環境整備及び運営に係る市への技術支援・人的支援の調整、避難所及び応急仮設住宅等の被災者への廃用症候群（生活不活発）の予防に関する市町の活動支援、応急仮設住宅のバリアフリー化に関する市町への技術支援、支援体制整備への支援等を行い高齢者や障害者等の要援護者の生活環境の改善に努めた。

また、避難所及び応急仮設住宅における要援護者の生活支援・福祉用具の活用に関する相談支援や避難所における福祉用具支援物資の流通支援、復興住宅に関する研修会開催も行った。

県リハビリテーション支援センターからリハビリテーション技術職員 1 名が 5 月から当所兼務となり、支援体制が強化された。10 月からは、週 3 日勤務の体制に変更になった。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23 年 3 月 11 日～3 月末）

- ①リハビリテーション技術職員（理学療法士）が 3 月 18 日～3 月 31 日まで保健活動支援の補助として石巻市役所派遣され、被災者の補装具、福祉用具等の導入及び適宜に随時対応
- ②県健康推進課の避難所状況調査（3 月 23 日）
県リハビリテーション支援センター職員 3 名が石巻市内避難所状況確認し、避難所の状況を報告（鹿妻小避難所、遊楽館避難所、稲井中避難所）。
- ③宮城県作業療法士会及び宮城県理学療法士会による避難所状況確認
- ④宮城県作業療法士会及び宮城県理学療法士会による避難所巡回支援（随時対応）

(2) 避難所対策期（4 月～6 月）

【4 月】

- ①リハビリテーション相談
内 容：市町及び障害者相談支援事業所等からの被災者に関する相談
件数等：避難所 18 名、在宅 4 名
- ②福祉避難所運営支援
内 容：遊楽館避難所（3 月下旬開設）及び、桃生農業者トレーニングセンター避難所（4 月 29 日開設）運営支援
- ③市町事業支援
内 容：石巻市エコノミークラス症候群対策支援
件数等：4 月 9 日～10 日 延 1,000 人のハイリスク者調査と相談を実施。

【5 月】

- ①リハビリテーション相談
内 容：市町及び障害者相談支援事業所等からの被災者に関する相談
件数等：避難所 17 名、在宅 4 名
- ②福祉避難所運営支援
内 容：遊楽館避難所及び桃生農業者トレーニングセンター避難所運営支援
遊楽館避難所ボランティア活動調整ミーティングを実施（1 回）

【6 月】

- ①リハビリテーション相談
内 容：市町及び障害者相談支援事業所等からの被災者に関する相談
件数等：避難所 25 名、在宅 13 名
- ②避難所運営支援
内 容：遊楽館避難所及び桃生農業者トレーニングセンター避難所運営支援

遊楽館避難所ボランティア活動調整ミーティング開催（1回）

避難所における生活不活発病対策支援（東松島市、石巻市）

③市町事業支援

内 容：東松島市応急仮設住宅バリアフリー対策支援

応急仮設住宅現状調査と改修案を検討

（3）応急仮設住宅移行期（7月～9月）

【7月】

①福祉避難所（遊楽館、桃生農業者トレーニングセンター）の運営支援

福祉避難所の運営に関して、リハビリテーション関連団体の活動調整及び福祉用具等の環境調整への助言を行った。

②市町事業への専門的技術的支援

・東松島市での応急仮設住宅交流促進事業（ひまわりサロンプロジェクト）の実施支援（7月10日開催）

・東松島市での応急仮設住宅におけるバリアフリーニーズ調査

③リハビリテーション関連団体の支援調整

東松島市及び石巻市におけるボランティア団体の活動の調整

④リハビリテーションに関する専門的技術的相談

応急仮設住宅及び避難所、在宅における相談への対応（支援者への技術支援）

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	7	4	2		203
東松島市	4	0	12		412
女川町	1	1	0		1
計	12	5	14		616

【8月】

①福祉避難所（遊楽館、桃生農業者トレーニングセンター）の運営支援

福祉避難所の運営に関して、リハビリテーション関連団体の活動調整及び福祉用具等の環境調整への助言を行った。

②市町事業への専門的技術的支援

・東松島市での応急仮設住宅バリアフリー化調査

③リハビリテーション関連団体の支援調整

・東松島市及び石巻市におけるボランティア団体の活動の調整

④リハビリテーションに関する専門的技術的相談

・応急仮設住宅及び避難所、在宅における相談への対応（支援者への技術支援）

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	10	6	12		313
東松島市	2	0	2		3
女川町	0	0	0		0
計	12	6	14		316

【9月】

- ①福祉避難所（遊楽館、桃生農業者トレーニングセンター）の運営支援
福祉避難所の運営に関して、リハビリテーション関連団体の活動調整及び福祉用具等の環境調整への助言、福祉避難所が9月末に閉鎖され、閉鎖に伴う撤収作業を行った。
- ②市町事業への専門的技術的支援
 - ・東松島市での応急仮設住宅バリアフリー化調査
 - ・女川町での応急仮設住宅バリアフリー化の検討
 - ・石巻市応急仮設住宅生活不活発病対策（ゆいっこプロジェクト）への支援
※ゆいっこプロジェクト：応急仮設住宅における生活不活発病の検出および予防活動を通して、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成を図ることを目的とした活動
- ③リハビリテーション関連団体の支援調整
 - ・東松島市及び石巻市におけるボランティア団体の活動の調整
- ④リハビリテーションに関する専門的技術的相談
 - ・応急仮設住宅及び避難所、在宅における相談への対応（支援者への技術支援）
- ⑤その他
 - ・県復興基金事業 健康支援事業リハビリテーション支援事業に係る調整・打合せ等

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	6	1	0		101
東松島市	12	0	2		102
女川町	0	0	0		0
計	18	1	2		203

（4）生活再建期（10月～）

【10月】

- ①市町事業への専門的技術的支援
石巻市応急仮設住宅生活不活発病対策（ゆいっこプロジェクト）への支援（10月29日、30日）
- ②リハビリテーションに関する専門的技術的相談・支援
 - ・応急仮設住宅及び在宅における相談への対応（支援者への技術支援）
 - ・応急仮設住宅バリアフリー化に関する支援・パンフレット作成
- ③県復興基金事業健康支援事業リハビリテーション支援事業に係る支援
 - ・打合せ、説明会、調整会議等の参加
 - ・事業所の実施支援
- ④リハビリテーション復興支援連絡会の開催（10月23日）
 - ・管内のリハビリテーション専門職を対象に震災後の地域の状況と問題の共有を目的に開催。医療機関、施設等から23名出席した。

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	5	3	1		435
東松島市	2	1	1		2
女川町	0	0	0		0
計	7	4	2		437

【11月】

①市町事業への専門的技術的支援

石巻市応急仮設住宅生活不活発病対策（ゆいっこプロジェクト）への支援（11月12日）

②リハビリテーションに関する専門的技術的相談・支援

- ・応急仮設住宅及び在宅における相談への対応（支援者への技術支援）
- ・応急仮設住宅バリアフリー化に関する支援・パンフレット作成

③県復興基金事業 健康支援事業リハビリテーション支援事業に係る支援

- ・打合せ、説明会、調整会議等の参加
- ・事業所の実施支援

④復興支援研修会の開催（11月25日）

- ・復興住宅について、阪神・淡路大震災の知見を共有し、今後の関係機関の取組や復興住宅のあり方について考える機会とすることを目的に実施し、市町・医療機関・建築関係等40名の参加があった。

テーマ：「復興住宅への対応と課題 兵庫県での取り組みから」

講師：神戸芸術工科大学大学院 教授 相良 二郎 氏

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	5	4	0		455
東松島市	3	2	2		2
女川町	0	0	0		0
計	8	6	2		457

【12月】

①市町事業への専門的技術的支援

石巻市応急仮設住宅生活不活発病対策（ゆいっこプロジェクト）への支援

②リハビリテーションに関する専門的技術的相談・支援

- ・応急仮設住宅及び在宅における相談への対応（支援者への技術支援）
- ・応急仮設住宅バリアフリー化に関する支援・パンフレット配布、活用の支援

③県復興基金事業：健康支援事業リハビリテーション支援事業に係る支援

- ・打合せ、説明会、調整会議等の参加
- ・事業所の実施支援

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	5	5	0		412
東松島市	4	6	2		9
女川町	0	0	0		0
計	9	11	2		421

【1月以降】

①市町事業への専門的技術的支援

- ・石巻市応急仮設住宅生活不活発病対策（ゆいっこプロジェクト）への支援（1月22日23日、3月17日18日）

- ②リハビリテーションに関する専門的技術的相談・支援
 - ・応急仮設住宅及び在宅における相談への対応（支援者への技術支援）
- ③県復興基金事業 健康支援事業リハビリテーション支援事業に係る支援
 - ・事業所の実施支援
 - ・リハビリテーション支援事業所連絡会の開催支援（石巻市実施分：2月14日）

リハビリテーション技術支援件数（市町への事業支援を除く）1月～3月分

市町名	支援回数	避難所	在宅	その他	対象者数
石巻市	6	8	0		346
東松島市	6	0	6		6
女川町	0	0	0		0
計	12	8	6		352

3. 実施結果

通信機能が回復した3月下旬より、全国から福祉用具の支援物資の必要性について問合せが多くきたが、有効に活用するには時間を要した。一般の避難所では、次々と避難場所の移動も迫られることが多く、ギャッチベッド等の福祉用具自体の設置が難しかった。また、例えば「介護用ベッド」「車いす」という種目の必要数の照会に対して、避難所等の要援護者の把握が進んでいない状況で、現場のニーズを把握し、必要数の情報を集約することは困難であった。

物資・器材、人材の確保の全てにおいて手探りで準備が進められた福祉避難所支援であったが、多くの関係機関・団体の協力も得て約5か月にわたって要援護者が安心して避難生活を送る環境が整備できた。

応急仮設住宅のバリアフリー化支援は、東松島市をモデルとして取り組んだが、ニーズの把握が課題となった。東松島市での取組の結果、啓発パンフレットを作成した。また、応急仮設住宅の状況に応じた福祉用具の選定、リハビリテーション専門職の活動調整マニュアル、調査票等の支援モデルが構築できた。この結果をもとに、管内市町に対しても同様な働きかけを行うことができた。

4. 考察・検証

徐々にライフライン機能が回復し、避難所の状況把握や応急仮設住宅の建設が進むと、生活環境の変化に対応しにくい障害者や高齢者等の要援護者にとって、生活の自立を支える生活環境の確保が重要となり、生活環境支援が大きな課題として顕在化した。

行政と石巻圏合同医療チームの戦略は、現状の避難所の環境改善と並行して、劣悪な一次避難所の環境から要援護者を離す二次避難に重点が置かれた。学校の教室など各避難所に点在している要援護者をより環境の整った福祉避難所や施設に集約することで、介護や医療のマンパワー、物資の支援を効率的に提供することがポイントとなった。一部の避難所では、ボランティアが支援していることで、福祉避難所への移動をためらう要介護者がいた。石巻市では、福祉避難所を2か所設置し、機能分化を図った。1か所目は3月下旬に開設したが、2か所目の桃生農業者トレーニングセンターの開設時期は震災後1か月以上経過した4月下旬となった。これは要介護者の状況把握に時間がかかったこともあるが、早期の設置が必要と考えられた。

避難所等での情報のアクセスが困難な状況でも、ニーズが把握できるマンパワーの派遣と福祉用具の供給が同時に提供される仕組みが求められる。

応急仮設住宅は過去の教訓が生かされ、あらかじめ手すりの取り付けがされる等レベルアップしているが、標準仕様として、浴室や玄関の段差等のユニバーサル化の検討が必要である。

また、今後、避難者の方は、仮設住宅から復興住宅、自宅へと生活の場を移していくこととなる。その際に、高齢者、障害者の方々がスムーズに移行できるよう、関係部局と連携をとりながら、支援していくことが必要となる。

V. 歯科保健関連

1. 概要

避難所において口腔ケアや歯科医療救護活動が適切に実施されるよう支援・調整、石巻市雄勝地区の歯科医療確保のため、石巻市雄勝総合支所への支援と関係機関・団体の調整、応急仮設住宅における口腔ケア等が円滑に実施されるよう支援・調整を行った。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期 (H23年3月11日～3月末)

対応なし

(2) 避難所対策期 (4月～6月)

①避難所を訪問し、状況把握とともに啓発活動や必要に応じ個別指導を行った。

	訪問避難所数
石巻市	11 か所
東松島市	5 か所
女川町	14 か所

②石巻市歯科救護室の活動状況の把握を行った。

③避難所での活動状況や方策について、石巻歯科医師会や管内市町と情報や意見交換を実施した。震災後の石巻市の歯科保健活動に関する会議へ参画した。

④関係機関・団体の活動状況について情報収集を実施した。

(3) 応急仮設住宅移行期 (7月～9月)

【7月】

①避難所や応急仮設住宅での活動状況や方策について、管内市町と情報や意見交換を実施した。

②石巻管内への歯科医療救護班派遣のため、県歯科医師会、石巻歯科医師会と石巻市、女川町の調整を実施した。

③厚生労働省現地対策本部（東北厚生局内）歯科医療チームと情報交換、連絡調整を行った。

④仮設歯科診療所や関係機関・団体の活動状況についての情報収集を行った。

【8月】

①日本ユニセフ協会より口腔ケアに必要な物資を調達し、市町へ配布した。

成人用歯ブラシ 1,900 本 歯間ブラシ 120 本

小児用歯ブラシ 2,620 本 義歯洗浄剤 4,800 個

歯みがき剤 1,010 本

②県歯科医師会、石巻歯科医師会との連携を図り、石巻管内への歯科医療救護班派遣の調整を実施した。

③仮設歯科診療所や関係機関・団体の活動状況についての情報収集を行った。

【9月】

雄勝地区の歯科医療について、石巻市健康推進課、雄勝総合支所から状況確認するとともに、医療法等に関する情報収集を行った。さらに石巻市、雄勝総合支所に対し、助言や情報提供を行った。また、厚生労働省現地対策本部（東北厚生局内）歯科医療チームとも情報交換を行った。

(4) 生活再建期 (10月～)

【10月】

- ①雄勝地区歯科医療確保の方針について、検討した。
- ・「雄勝地区における歯科医療確保のための今後の対応について」の作成
 - ・石巻市健康推進課・雄勝総合支所との打合せ (1回)
 - ・石巻市健康推進課・雄勝総合支所、県歯科医師会、東北大学との打合せ (1回)
 - ・県医療整備課との打合せ (1回)
 - ・雄勝総合支所長との打合せ (1回)
 - ・雄勝総合支所への助言や情報提供

【11月】

雄勝地区の歯科医療確保のための今後の方針について雄勝総合支所と検討した。また、歯科治療に必要な器材や医療法等についての情報収集を行い、雄勝総合支所に対し、助言や情報提供を行った。

【12月】

石巻市は雄勝地区において、仮設歯科診療所を設置するとともに巡回歯科診療車 (訪問歯科診療用) も整備する方向で方針を決定した。仮設歯科診療所の補助等についての情報を収集し、雄勝総合支所と今後の方針について確認を行った。また、厚生労働省現地対策本部 (東北厚生局内) 歯科医療チームと情報交換を行った。

【1月～】

健康支援事業 (歯科口腔保健支援事業) が円滑に実施されるよう、市町や石巻歯科医師会との調整や支援を行った。

3. 実施結果

避難所への歯科医療救護班の派遣については、県と県歯科医師会の協定に基づき平成 23 年 6 月末まで実施されていたが、石巻市、女川町からは引き続きの派遣要望が出されていた。また、雄勝地区は震災により歯科診療所 3 か所すべてが全壊し、東北大学の歯科医療救護チームが活動していたが、平成 23 年 9 月末で撤退することになり、無歯科医地区 (仮設歯科診療所も含めて診療所の設置予定もなし) となった。

このような状況のもと、当所は、石巻歯科医師会をはじめ県歯科医師会、東北大学、厚生労働省現地対策本部 (東北厚生局内) 歯科医療チームと連携を図り、石巻管内への歯科医療救護班派遣や雄勝地区の歯科医療確保のための調整を実施した。

避難所への歯科医療救護班 (応急的処置、口腔ケア等) については、市町からの要望に応じて 8 月末まで派遣された。雄勝地区では、県歯科医師会等の働きかけもあり、仮設歯科診療所が整備されることとなった。

4. 考察・検証

被災者の方々の口腔衛生や必要な歯科治療を確保することは非常に重要である。当所では 7 月から歯科保健グループを設置し、口腔ケアの推進や歯科医療確保の調整を本格的に行うこととし、災害時においても関係機関・団体と連携し、組織ぐるみで地域で生じた問題や課題解決に向けた取り組みを行うことが可能となった。

VI. 介護保険事業所対応

1. 概要

介護保険事業所からの問合せや、変更届等の手続きに対応した。震災関連の国通知に関する問合せや、被災後の人員・住所変更等、震災の影響を受けた相談も多かった。また10月から12月にかけて実地指導を実施した。

被災当初は、法令資料や事業所書類が流失し、相談対応に苦慮したが、その後は通常の体制に復旧し、平成24年度からの法改正に向けて準備を進める。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期 (H23年3月11日～3月末)

期 間	概 要	内 容
3月19日 3月22日	施設被災状況調査（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の被災状況の訪問調査 聞き取り内容：人的被害、建物被害、ライフラインの復旧状況、食事の提供状況、要望等
3月23日～	居宅サービス事業所被災状況調査（電話）	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業所の被災状況の電話調査 現在の運営状況一覧を、管内市町へ情報提供（以後更新版を随時提供）

(2) 避難所対策期 (4月～6月)

期 間	概 要	内 容
4月1日～(以降随時)	居宅サービス事業所被災状況調査（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 電話が通じない居宅サービス事業所を訪問したが、建物が全壊・半壊しているところがほとんどであった。法人役員等へ電話連絡し、人的被害、今後の意向（廃止、移転再開等）について聞き取りを実施。
	施設・居宅サービス事業所相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 震災による休止、廃止、変更等の手続きの相談に対応。 震災による建物被害のため移転、又は修復し再開する事業所については、必要に応じて現地確認を実施。
4月13日～4月15日	施設被災状況調査（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設について、入所者処遇、職員の勤務体制等を中心に訪問調査
4月25日～4月28日 5月9日～5月10日	石巻市へ職員を派遣	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市介護保険課の業務応援のため、職員1名を派遣。
6月13日～7月22日	定員超過受入施設の状況調査（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 震災による定員超過受入を行っている施設21か所について、入所者処遇、職員の勤務体制、定員超過解消の見込み等を中心に訪問調査。
7月6日～7月15日	石巻市内の地域包括支援センターへのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの被害状況、担当地域等の状況について聞き取りを実施。 結果については石巻市へ提供した。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

期 間	概 要	内 容
9月1日～9月9日	定員超過受入施設の状況調査（電話）	・定員超過受入施設の運営状況を聴き取り
9月21日 9月22日	台風による施設被災状況調査（メール、FAX、電話）	・入所施設について、台風による被災状況調査の実施

(4) 生活再建期（10月～）

期 間	概 要	内 容
12月5日	定員超過受入施設の状況調査（電話）	・定員超過受入施設の運営状況を聴き取り
2月13日～2月17日	石巻市内の地域包括支援センターへのヒアリング	・地域包括支援センターの被害状況、担当地域等の状況について聴き取りを実施

3. 実施結果

(1) 介護保険施設・事業所被災状況調査

(H24年2月1日現在)

種別 震災の影響による届出	施設	介護老人福祉	介護	短期入所生活	インシジョン	通所リハビリテ	介護	短期入所療養	居宅介護支援	訪問介護	通所介護	訪問看護	インシジョン	訪問リハビリテ	指導	居宅療養管理	訪問入浴	福祉用具貸与	福祉用具販売	計
	休止届(注1)	2	3	2	—	4	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃止届	—	—	1	1	5	4	5	3	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
移 転	—	—	—	—	8	11	5	1	—	—	1	3	3	3	3	3	3	3	3	32

(注1) 休止届提出後に廃止した事業所を含む。

震災直後、事務所が水没し閉じ込められ活動できない期間があったほか、公用車も水没したことから、施設等の状況確認開始までに時間がかかってしまった。

事業所の台帳システム・紙ファイル・地図等が流失し、事業所の住所・連絡先の確認ができなくなり不便だった。また、震災に伴う介護保険関係の国通知が多数発出されていたが、インターネット・メールが使用できず、内容確認が遅れた。

上記事業所リスト、国通知については、県から仮事務所となっていた東部下水道事務所に FAX・郵送、登米地域事務所から提供された。

(2) 定員超過受入施設の状況調査

(平成23年12月31日現在)

	施設数	定員 (A)	入所者数 (B)	うち震災による 緊急入所者数	超過率 (B/A)
管内全体	30 施設	1,760 人	1,795 人	331 人	約 102%
うち定員超過施設	10 施設	694 人	782 人	228 人	約 112%

※調査対象は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム。

※定員及び入所者数は、長期入所の数である。

※定員超過については、県保健福祉部長より H23 年 3 月 29 付けで各介護保険施設等に対し、定員の

- 1割以上の受け入れについて協力を依頼。
- ※定員超過状況の各施設からの報告については、当所被災のため県長寿社会政策課あて報告することとなった（H23年5月19日報告分から管内各施設の報告先を当所に変更）。
- ※調査結果については、管内各市町介護保険担当課あて情報提供することとした。
- ※各施設からの報告については、9月より毎週木曜日から、毎月15日及び30日の報告に変更。
- ※県保健福祉部長よりH24年2月2日付で各介護保険施設に対し「東日本大震災に伴う高齢者（在宅等）の受け入れに係る取扱いについて」の通知を発出し、入所定員の適正化に向けて協力を依頼。

(3) 支援物資等調整

時期	支援物資	調整内容
4月	福祉車両等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉車両 特別養護老人ホームに1台 一般車両 特別養護老人ホームに1台
	安楽椅子	東松島市に34台
	車椅子、マットレス、自転車	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子 介護老人保健施設（1施設）に10台 特別養護老人ホーム（1施設）に5台 マットレス 石巻市に1台 自転車 東松島市に23台 女川町に32台
5月	車椅子	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム等（35施設）に合計194台
6月	足こぎ車椅子	病院、介護老人保健施設（8施設）に合計30台
6～8月	介護用ベッド	介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等（7施設）に合計70台
9～10月	中古介護用ベッド	介護老人保健施設（2施設）に合計6台

4. 考察・検証

施設訪問時、食料・介護用品等物資の要望を受けることがあり、その都度災害対策本部へ伝達していた。介護保険だけでなく他分野も合わせて、物資要望を受けた際の流れについて確認する必要があると思われた。（所内全体で取りまとめて災害対策本部へ繋ぐべきか、最低限聴き取る内容、等）

介護保険施設等への対応としては、状況調査、支援物資調整が主なものであった。他事務所では、施設入所調整の援助等を行ったところもあり、各事務所によって活動に違いがある。震災後の各事務所ごとの活動内容、実施後の検証事項等を、情報共有する必要があると思われた。

介護保険施設等における定員超過の受け入れについては、各施設（法人）の方針により、受入者数に大きな差が生じている。このため、震災直後から継続して定員を超過している施設がある一方、震災直後から定員超過に至らなかった施設もあった。

定員超過している施設では、本来想定していた一時的な災害対応の域を超え受入が長期化していることから、県では、平成24年2月2日付で「東日本大震災に伴う高齢者（在宅等）の受け入れに係る取扱いについて」の通知を発出し、入所定員の適正化に向けて取り組んでいるところである。

VII. 仮設住宅等サポートセンター対応業務

1. 概要

介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した地域支え合い体制づくり事業による、管内市町の応急仮設住宅等におけるサポート拠点の設置・運営に対する支援、情報収集等を行う。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

対応なし

(2) 避難所対策期（4月～6月）

月 日	市 町	内 容
5月13日	石巻市	県長寿社会政策課、県障害福祉課による地域支え合い体制づくり事業の説明会への参加。
5月18日	石巻市	県長寿社会政策課、県障害福祉課による地域支え合い体制づくり事業の説明会への参加。石巻市からは当該事業案の説明があった。
5月27日	女川町	県長寿社会政策課、県障害福祉課による地域支え合い体制づくり事業の説明会への参加。女川町からは当該事業案の説明及び要望があった。
6月20日	—	県地域復興支援課が主催する地域コミュニティ支援連絡会議に参加。県社会福祉協議会が検討している生活支援相談員等の設置案について情報収集。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

月 日	市 町	内 容
7月6日 (以後毎週)	石巻市	応急仮設住宅サポートセンター等に係る打合せに参加。以後、毎週木曜日の定例会議となり、当所も参加した。
7月11日	東松島市	県長寿社会政策課、県障害福祉課による地域支え合い体制づくり事業及び社会福祉協議会に委託する生活支援相談員等の事業についての説明会に参加。
7月15日	石巻市	県長寿社会政策課、県障害福祉課による地域支え合い体制づくり事業等に係る説明及び市との意見交換会への参加。
7月27日	管内市町	県長寿社会政策課、県障害福祉課、社会福祉協議会、管内市町及び当所による被災者支援体制整備に係る検討会議への参加。県からは、地域支え合い体制づくり事業及びセーフティネット支援対策事業を中心に説明。
8月25日 9月2日 9月21日	女川町	女川町において実施する地域支え合い体制づくり事業計画について、事業委託先の法人に対する説明会、検討会に参加。
9月13日	—	被災者支援に関する市町村担当者研修会に参加。県内被災市町の活動状況等の情報収集。

(4) 生活再建期（10月～）

月 日	市 町	内 容
毎週木曜日	石巻市	石巻市被災者支援関係各課の定例会議への参加。
毎月1回 (10月のみ2回)	女川町	女川町、こころとからだとくらしの相談センター運営法人、復興支援センター（社協）及び当所による課題検討、情報交換を行う実務者会議に参加。
10月3日	石巻市	石巻市関係各課、総合支所担当課、市社協、サポートセンター管理者による打合せに参加。
11月25日 11月28日 11月29日	石巻市 女川町 東松島市	サポートセンターの運営状況等について市町担当課からの聴き取り調査の実施。
12月26日	管内市町	石巻地域サポートセンター関係担当課長等連絡会議を開催し、管内市町との情報交換等を実施。
1月30日 2月6日～10日	石巻市	サポートセンターの運営状況等についてサポートセンター職員から聴き取り調査を実施。

3. 実施結果

継続的に保健活動支援等を行っていた市町に対しては、被災者支援等のひとつであるサポートセンター設置・運営等について関係が構築しやすかったこともあり、継続的に打合せ等に参加している。

4. 考察・検証

行政だけでも様々な被災者支援事業が存在するうえ、民間団体等においても多くの支援団体が被災者支援を行っており、情報の整理、支援の均衡化等が被災市町では困難な状況となっている。

サポートセンターについては、国内の過去の被災者支援でも設置されているものであるが、管内市町は今回の震災でも被害状況が特に甚大であり、過去の事例を参考にしつつも、運営と検討を並行して行っているのが実態であり、国・県等の積極的な支援が必要と考えられる。

VIII. 介護福祉に関する関係者会議

1. 概要

避難所にいる避難者のうち、施設入所の必要な者や要介護者について、福祉避難所である遊楽館、桃生農業者トレーニングセンターへ集約し、効率的に支援するための調整を行う。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

対応なし

(2) 避難所対策期（4月～6月）

月 日	場 所	内 容
4月12日	石巻赤十字病院	今後の石巻地域の医療体制、在宅医療・介護保険サービスの話し合いを行った。
4月21日	石巻赤十字病院	遊楽館の受入状況や避難所内の福祉避難を必要とする者のリスト、在宅介護調査結果について話し合いを行った。
4月28日	石巻赤十字病院	遊楽館の受け入れ状況、4月29日に開設予定の桃生農業者トレーニングセンターの状況、避難所内の福祉避難を必要とする者の調査結果、徘徊する者への対応について話し合いを行った。
5月7日	石巻赤十字病院	遊楽館及び桃生農業者トレーニングセンターの受入状況、福祉避難所を必要とする避難所内避難者の調査結果、避難所からの転出問題について話し合いを行った。
5月12日	石巻赤十字病院	遊楽館及び桃生農業者トレーニングセンターの受入・転出状況、石巻赤十字病院入院者のうち介護保険施設等への入所等可能者の状況、応急仮設住宅の設置状況について話し合いを行った。
5月19日	石巻赤十字病院	遊楽館及び桃生農業者トレーニングセンターの受入・転出状況、応急仮設住宅の建設に合わせた地域包括ケアの体制について話し合いを行った。
5月26日	石巻赤十字病院	遊楽館及び桃生農業者トレーニングセンターの受け入れ・転出状況、避難所にいる福祉避難所入所等対応予定を確認、訪問看護ステーション等参加者の活動状況の報告があった。
6月9日	石巻赤十字病院	議論の中心が遊学館及び桃生農業者トレーニングセンターへの対応から、応急仮設住宅建設に伴う総合サポート拠点施設状況、在宅避難者支援に移行、話し合いを行った。
6月23日	石巻赤十字病院	石巻圏外に入院している患者の管内病院への転院問題、応急仮設住宅に移行後の地域包括支援センター等を含めた在宅介護サービスや医療サービスの提供システムの問題、応急仮設住宅入居者の自殺問題について話し合った。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

月 日	市 町	内 容
7月21日	石巻赤十字病院	両福祉避難所に向けた対応状況、サポート拠点整備状況等応急仮設住宅への対応状況、在宅介護サービスの状況について話し合いを行った。
9月8日	石巻赤十字病院	遊学館及び桃生農業者トレーニングセンター入所者の退所予定先が決まり、両福祉避難所は9月末に閉鎖されることが決定したので会も終了。

3. 実施結果

福祉避難所である遊楽館、桃生農業者トレーニングセンターの入所者の退所先が決定し両施設が9月末で閉鎖されるため、当初の目的を達成したので、9月8日で終了となった。

4. 考察・検証

多数の避難所に分散していた福祉的対応の必要な要援護者を福祉避難所である遊楽館、桃生農業者トレーニングセンターに集約するための調整や、両福祉避難所から介護保険施設等に移すための情報交換の場として、非常に重要な役割を果たした。なお、避難所から福祉避難所へ、さらに介護保険施設、応急仮設住宅等へのサポートの方法は今後、災害時における要援護者の支援システムとして確立させる必要がある。

I. 心のケア関連

1. 概要

災害は予期されない突然の出来事であるとともに、今回の震災では非常に多くの尊い命が失われ、家屋の損壊・流出、職場を失う等、生活の変化、震災がもたらした精神的影響は計り知れないものがある。急性ストレス障害、PTSD、うつ病、悲嘆反応、アルコール問題、自殺問題等々、長期にわたり心のケア対策は必要となってくる。

そこで、関係機関が上手く連携しながら住民のニーズに対応し、生活再建とともに必要な医療やケアを行いながら、住民同士の繋がり、コミュニティの再生が図られることを目指し様々な対策を実施した。

2. 各期間における対応

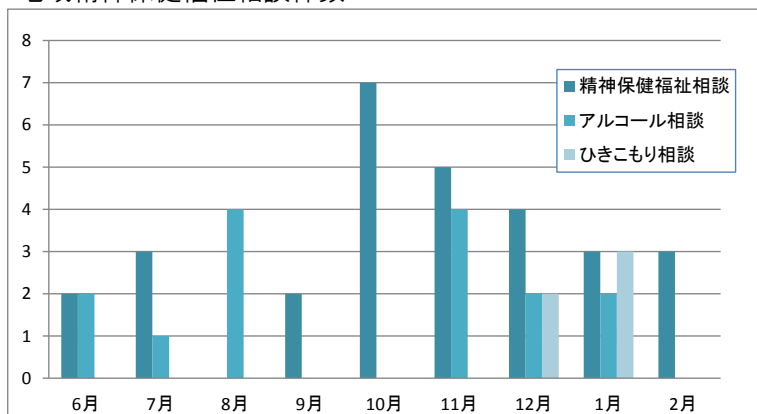
別表のとおり（心のケア対策の課題と主な活動内容の変化に合わせ、時期を区切った。）

3. 実施結果

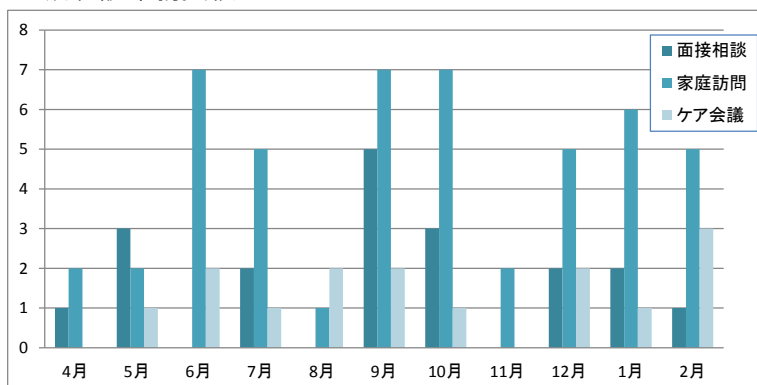
【地域精神保健福祉相談件数推移】

震災後、石巻管内精神保健福祉相談各事業は6月以降に再開した。下図から見ると、震災直後よりも震災後7か月以降の相談が増えている。精神保健福祉相談再開直後、震災で妻や子どもを亡くした男性の相談があった。「なぜ助けられなかったのか...それを思うと夜も眠れず泣けてくる」という主訴だった。その後も震災で失った方への思いを昇華できず相談を希望する方がいた。また、アルコール問題では、特に応急仮設住宅居住者の連日飲酒問題が増加した。アルコール関連専門相談内容でも、震災後の連日飲酒の問題やアルコールによる問題行動が増えている。思春期ひきこもり専門相談では、件数は少なく震災関連の相談はなかった。

地域精神保健福祉相談件数



当所相談業務実績



各期間における対応

	3月11日～3月末	4月～5月
市町支援	<ul style="list-style-type: none"> ・河北総合支所、雄勝総合支所巡回し状況把握をする。 ・総合支所での自衛隊等支援チームから連絡入ったケースの状況確認を行った。 	<p>【石巻市】(医療チームに合わせ、心のケアチームも地域をエリア化する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアミーティングに参加(週1回) 身体科との連携、入院や施設入所が必要なケースへの対応(ベッド満床)、PTSD 者のフォロー、地元医療機関との繋がりづくり、薬の重複処方者、心のケアチームの活動記録様式の統一等の課題。 ・石巻赤十字病院の災害対策本部と心のケアチームコーディネートの体制等について、石井災害医療コーディネーターとの話し合い調整を行う。 ・避難所でのアルコール問題の表出。 ・支援者の疲弊等支援者支援の課題表出。 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県心のケアチームよりハイリスク者をきちんと拾いあげるために、住民のメンタル面のスクリーニング実施について提案あり。そこでスクリーニング実施について検討するも、行わないこととした。 ・鹿児島県、石川県派遣チーム等を交え、地域の心のケア対策の考え方・しくみ(イメージ)等を話し合いし整理する。
保健所事業		<ul style="list-style-type: none"> ・管内精神科医療機関(一覧)情報チラシ作成、関係機関への配布 ・各種相談事業(精神保健相談、アルコール関連問題、ひきこもり相談)再開に向けての準備 ・石巻地域精神保健・医療・福祉推進会議開催の準備
個別ケース支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法24条警察官通報3件発生、措置診察及び措置入院のための移送を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導(延4件) ・面接相談(延4件) ・ケア会議開催(1回) ・精神保健福祉法24条警察官通報1件発生、措置診察及び措置入院のための移送を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した恵愛病院を訪問し状況の把握に努める。(3月27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あけぼのクリニック4月15日～開院 ・恵愛病院は齋藤病院で4月19日～外来のみ再開 ・こだまホスピタルが通院用送迎バスを出す。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア担当保健師は3名体制だが、母子保健業務も兼ねていたため、心のケア業務だけに専念できなかった。(母子保健関係も分娩や予防接種、健診、通常診察等対応可能な医療機関情報が求められ情報収集等に奔走しなければならなかった。) ・当所が被災し、その後も市町保健活動の支援を優先し対応したため、心のケア活動の開始が他機関に比べ出遅れてのスタートとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後の心のケアチームによる応急対応から、地域精神医療・保健・福祉活動へのシフトを図る調整が大変難しかった。(当所が石井災害医療コーディネーターと対等に話合ができる立場になかったこと、また当所が被災したことで心のケアミーティングへ出遅れ参加となったこと等も追い打ちをかけていたと思われる。)

6月～8月	
市町支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のケアミーティングへの参加 石巻赤十字病院で行うミーティングは7月21日で終了。 7月27日からは市主体で市保健センターで開催。その後は、コアメンバーによる事例検討会を2週に1度開催し、全体でのミーティングを月1回に変更。 事例検討会への参加（2週に1回） 仮設での自殺予防対策として、スクリーニングツールを検討し、フォロー体制の再確認を行う。（8月から仮設住民の健康調査時に併せて実施） <p>【東松島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導医を交え情報交換、打合せの実施 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域支え合い体制づくり推進事業」についての話し合い 女川町こころのケアスタッフ養成研修会の実施 （第1回：7月27日、第2回：8月24日） 第1回聴き上手ボランティア養成研修会の実施 （8月24日）
保健所事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談事業（精神保健相談、アルコール関連問題、ひきこもり相談）の再開（基本的スタンスとして、アウトリーチ型で相談対応することとする）。 精神保健福祉相談拡充（実施回数増）に向けての準備 「第1回石巻地域精神保健・医療・福祉推進会議」開催（6月9日）
個別ケース支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導（延13件） 面接相談（延2件） ケア会議開催（5回） 医療観察法ケースのケア会議参加（1回） 精神保健福祉法24条警察官通報、25条検察官通報合わせて3件発生、措置診察及び受診支援の実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 県障害福祉課主催「自殺対策関係者会議」出席
課題	<ul style="list-style-type: none"> 震災後の心のケア対策のニーズが広がってきていることから、保健師や精神保健福祉士等の保健所でのマンパワー強化が必要であったが、マンパワーの確保ができなかった。 石巻市の心のケア対策に対し、外部支援団体等から掻き回され、その対応に苦慮する状況が続いた。市の政策決定システムを強化する体制支援が必要と思われた。

	9月～10月	11月～12月
市町支援	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のケアミーティング（月1回）に参加 アルコール問題の増加。応急仮設住宅でのコミュニティづくり対策が課題。 （事例検討会は9月で終了。） <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴き上手ボランティア養成研修会の実施 （第2回9月29日、第3回10月6日、第4回10月21日） 女川町こころのケアスタッフ養成研修会の実施（第3回9月29日、第4回10月20日） 平成23年度第1回女川町健康づくり推進協議会に出席（10月13日） 	<p>【石巻市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のケアミーティング（月1回）に参加 地元医療機関も含めコメディカルスタッフが初めて一同に集まって情報交換できた。 <p>【女川町】</p> <ul style="list-style-type: none"> こころとからだ専門員（ここから専門員）フォロー研修会の実施（11月21日） 地域支え合い体制づくり推進事業における研修会等今後のあり方の検討 女川町職員の心のケア対策 <ul style="list-style-type: none"> ①対応策についての打合せ ②保育所職員メンタルヘルス講演会及び個別面談の実施 ③保育所職員の自己チェックシート結果及び個別面談の結果についてまとめ、町へ報告 ④今後の保育所職員のメンタルヘルス対策についての話し合い
保健所事業	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談事業を拡充（実施回数を13回増）した体制に変更する。 「第2回石巻地域精神保健・医療・福祉推進会議」開催（9月13日） 東日本大震災後の支援者のこころの健康づくり研修会の開催（10月27日） テーマ：「災害時における支援者のためのセルフケア」 講師：東北福祉大学社会福祉学科准教授 志村祐子 対象及び参加者数：管内市町職員及び県職員 34名参加 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業である「アウトリーチ推進事業」の管内市町との打合せ会議を開催、事業スタート。 アルコール関連問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ①市町保健師等相談スタッフ研修会を開催（11月30日） ②かかりつけ医等研修会を開催（12月13日） ③本人及び家族向けセミナーの開始（12月～） ④啓発普及チラシの配布 「第3回石巻地域精神保健・医療・福祉推進会議」開催（12月16日）
個別ケース支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導（延14件） 面接相談（延8件） ケア会議開催（3回） 医療観察法ケースのケア会議参加（1回） 精神保健福祉法24条警察官通報3件発生、措置診察及び措置入院のための移送を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導（延7件） 面接相談（延2件） ケア会議開催（2回） 医療観察法ケースのケア会議参加（1回） 精神保健福祉法23条保護申請、24条警察官通報、25条検察官通計3件発生、措置診察及び措置入院のための移送等を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日本精神神経科診療所協会チームが“震災心のケア・ネットワーク”を立ち上げ「からころステーション」を拠点に活動継続。 東京都保健師の派遣支援を受ける（10月～3月）。 	<ul style="list-style-type: none"> みやぎ心のケアセンターが12月～開所
課題		<ul style="list-style-type: none"> みやぎ心のケアセンターやからころステーションとの連携体制の整理が必要

石巻管内精神保健福祉事業（H23年6月～H24年2月）

【精神保健福祉相談】

	石巻市	東松島市	女川町	保健所	管内（計）
相談回数	4	7	5	6	22
相談者実数	6 (再掲 うち2名事例検討)	13	4 (再掲 うち1名事例検討)	6	29
延数	6	13	4	6	29
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 震災後の不眠 震災後、病状の不安定 認知症症状による問題行動 震災後の医療・服薬中断による病状悪化 亡くなった家族への悲しみ 病状の悪化（2件） 震災後の不眠 	<ul style="list-style-type: none"> 震災後の不眠（2件） 震災による死別反応（2件） 震災前からの不眠 震災後の不眠 震災後の治療中断による病状悪化 ※当市の心のケア対策について市から資料をもとに指導医に報告。	<ul style="list-style-type: none"> 震災で負傷し、記憶の欠落。憂鬱な気分の持続 継続支援ケースへの対応について 耳鳴りから抑うつ状態となり精神的に不安定 ※町の被災状況、震災後の心のケアチームの対応状況と要フォロー者の対応状況について話し合った。また、最近の受診状況について情報提供があった。	<ul style="list-style-type: none"> 震災による死別反応 近親者の死別反応 病状の見立て 	

【アルコール関連専門相談】

	石巻市	東松島市	女川町	保健所	管内（計）
相談回数	2	2	1	4	9
相談者実数	3	8	2	1	14
延数	3	9	2	1	15
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 震災後連日飲酒 保健所のアルコールグループセミナー等の企画についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> 震災後の酒量増加（3件） 飲酒後の暴力（2件） 多量飲酒 震災後の酒量増加 アルコールによる問題行動（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> 震災後連日飲酒 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所のケースの相談や助言と今後のアルコール対策について話し合った。 	

【思春期ひきこもり専門相談】

	石巻市	東松島市	女川町	保健所	管内（計）
相談回数	0	1	0	4	5
相談者実数	0	1	0	2	3
延数	0	1	0	4	5
相談内容			※女川町保育所職員全員に対する面接を実施したうち、相談日にも面接日をあて実施。 （5人の面接実施）	<ul style="list-style-type: none"> 約5年間自宅にひきこもっている。社会復帰を目指したいので対人カウンセリング希望。 約2年間自室にひきこもっている。カウンセリング希望。 	※保健所から、若者を対象にした震災後の心理相談を依頼。

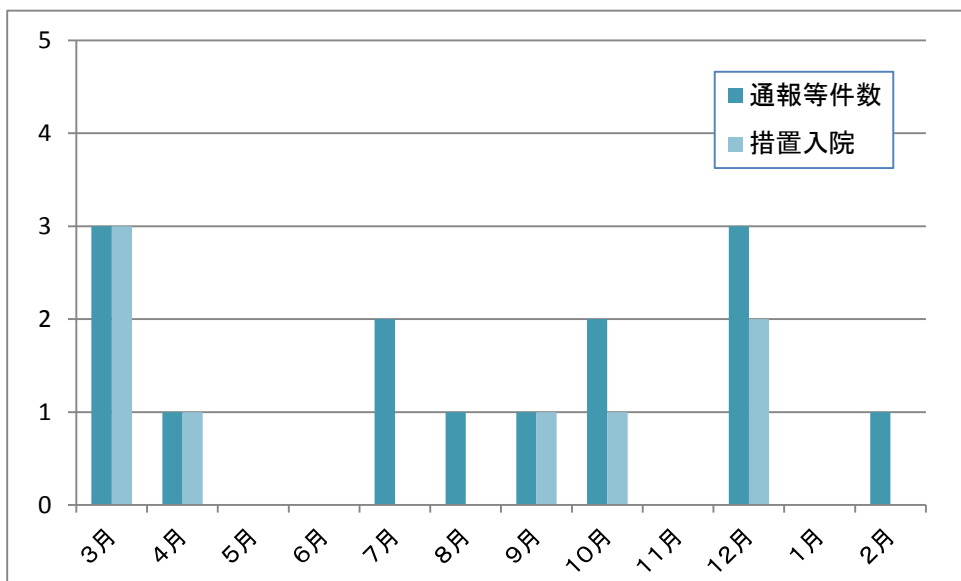
震災発生以後の通報対応状況（石巻保健所対応分）

平成24年2月末現在

No	受理月	種別	被通報者	診断名	既往歴等	通報・調査時の状況	結果
1	3月	24条	20代女性	統合失調症	既往歴等不明	・震災により水位が増した海辺に立ち、意味不明な言葉 ・保護後も座り込み、問いかけにも殆ど反応なし	措置入院
2	3月	24条	50代男性	双極性感情障害	入院歴有り	・搬送先の病院で騒ぎ、暴れる ・保護後も攻撃性、興奮性あり。時に支離滅裂な言動	措置入院
3	3月	24条	40代女性	統合失調症	入院歴有り	・避難所で暴れ、意味不明な言動 ・保護後、保護室内で下半身露出 ・反省の弁がみられるも、頭が混乱している様子	措置入院
4	4月	24条	70代男性	双極性感情障害	入院歴有り	・ボランティア先の避難所でトラブルを起こしたり、自宅で暴れたりした。 ・保護後、躁状態で言動にまとまりなし	措置入院
5	7月	24条	50代男性	統合失調症	入院歴有り	・自宅の窓ガラスをバールで割り、保護 ・保護後、精神科の受診や服薬等に同意する。	診察不要 同日受診支援
6	7月	24条	60代男性	振戦せん妄	入院歴有り	・夜間、パンツ一枚で隣家の屋根に落下。意味不明な言動 ・保護室内では会話は成立するものの、妄想あり	診察の結果措置不要 同日受診支援
7	8月	25条	40代男性	双極性感情障害 器質性パーソナリティ障害	入院歴有り	・傷害事件を起こし逮捕。躁状態 ・逮捕後は服薬しながら拘留されていた。	診察の結果措置不要 同日受診支援
8	9月	24条	20代男性	躁うつ病	入院歴無し 通院歴有り	・コンビニ前で奇異な行動あり、110番通報で保護。 ・保護後も興奮してガラスを叩くほか、誇大妄想、被害妄想あり	措置入院
9	10月	24条	80代女性	うつ病疑い	入通院歴無し	・自宅で家族と口論となり、興奮して首を絞める、杖で殴るなどしたため、保護。 ・保護後しばらくは暴れ、服を脱ぐなどしていた。	診察の結果措置不要 (医療に繋ぐ緊急性は低いとの診断)
10	10月	24条	40代男性	双極性感情障害	入院歴有り	・今年度2回目の通報。 ・前回通報後、うつ状態を経て、再度躁状態になり、家族への暴力も見られた。 ・暴れる、意味不明な言動により、保護。 ・保護後は饒舌だが、罵声・壁を蹴る等の行為あり。	措置入院
11	12月	25条	30代男性	双極性感情障害	入院歴有り	・自宅で家族と口論の末、暴行。躁状態。 ・保護後、調査時は淡々とした対応だが、病識はなく、今後、興奮、他害の恐れが認められた。	措置入院
12	12月	24条	30代女性	統合失調症 (疑い)	通院歴有り	・市役所、警察等に繰り返し電話。意に沿わないと大声で罵倒する。 ・自動車で人身事故を起こすも、意味不明な言動で事情聴取できず。 ・在宅での通報だが、保健所に繰り返し電話し、大声で罵倒する等した。	措置入院
13	12月	23条	40代男性	統合失調症	入院歴有り	・「会社社長から遺産をもらう」等の誇大妄想、及び、妄想に基づく電話を繰り返す等の問題行動。 ・自宅付近の店舗に1日中居座り、時に独語あり。 ・当所職員の問いかけには穏やかに対応。	診察不要
14	2月	24条	40代女性	うつ病	入院歴有り	・飲酒後、家族に「死ぬ。殺せ」等と騒ぎ、暴れたため保護。 ・保護後は落ち着いてはいたものの、自殺願望あり。	診察の結果措置不要 同日受診支援

※種別のうち、23条は保護申請、24条は警察官通報、25条は検察官通報

震災後の通報件数



4. 考察・検証

当所も被災し地域活動の開始が遅れた。また、その後も市町村支援としての保健活動を優先して取り組み、心のケア対策に特化して活動が始められたのは、震災後1か月以上経ってのことだった。まずは、石巻赤十字病院で統括し行っていた心のケアミーティングに参加したが、当所のポジションがなかなか取れない状況を感じた。とにかく情報収集と市町の活動に寄り添いながら、保健所として何をしていけばいいのか模索する日々が続いた。

5月に入り、心のケアチームによる外からの応援活動から地域精神保健活動への移行を視野に入れ始めた。しかし地元医療機関との情報共有が十分できていない状況であったため、関係機関が一同に集まり情報共有・連携体制づくりを図るのが当所の役割であろうと考え、6月から「石巻地域精神保健・医療・福祉推進会議」を定期的で開催することにした。併せて精神保健福祉相談等の通常業務の立て直しを図ってきた。

被災者の暮らしが避難所から応急仮設住宅に移り始めた夏ごろから、アルコール問題が管内共通課題として出てきており、各々現場で対応に苦慮していることから、当所が強化する対策の一つに掲げ、対策を講じているところである。

また、震災後の新たな活動団体として、“震災心のケア・ネットワークみやぎ”や“みやぎ心のケアセンター”が立ち上がった。また“アウトリーチ推進事業”等も新たな事業として動き出す等新たな社会資源が増えたため、関係機関の役割分担・調整・連携強化をどう図っていくかがこれからの課題だと感じている。

5. 今後の方針

- 管内市町の共通課題であるアルコール問題対策の強化・充実を図っていく必要がある。
(相談従事者スタッフの技術向上、一般診療科等関係機関との連携体制の強化、啓発の強化等)
- 自殺予防対策の強化を図る必要がある。
関係機関の連携会議を開催し、具体的事例の支援連携体制が構築されることを目指す。
- みやぎ心のケアセンターや震災心のケア・ネットワークみやぎ等関係機関やアウトリーチ推進事業等と行政機関との活動の連携・調整を図っていく。
- 平成24年4月に開設されるみやぎ心のケアセンター石巻地域センター立ち上げの協力・調整を行う。

東日本大震災における心のケア対応プラン【石巻保健所】

基本的な考え方

- ・ハイリスクケース支援の受け皿として、従来行ってきた相談事業を軸としながら、相談体制の拡充・強化を図る。
- ・関係機関が連携を図りながら地域のニーズや課題解決に向けて取り組めるよう、体制整備に取り組んでいく。

	H23 3/11~	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
被災者の生活		避難所・自宅・民営AP等々								避難所閉鎖				
医療救護チーム(心のケアチーム)派遣		避難所→仮設住宅・自宅・民間賃貸住宅												
みやぎ心のケアセンター設立										準備	開所			

課題	対策	H23 3/11~	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
精神科医療ニーズへの対応	各種相談事業(精神保健福祉相談、アルコール相談、引きこもり相談)の再開													
	随時の相談、面接、訪問等													
	*新規 アウトリーチ推進事業(震災対応型)													
被災者の心のケア対策	*新規 震災ストレス、PTSD等への相談対応(精神保健福祉相談事業の実施回数拡大を図る)													
	*新規 グリーフケア対策として、民間団体に開催している『分かち合いの会』の後方支援													
	*新規 グリーフケア対策として、支援者向け研修会の開催予定 テーマ案「悲嘆と喪失の理解とケア」													
アルコール関連問題対策	本人・家族向け支援として、アルコール専門相談の実施													
	*新規 本人・家族向け支援として、教育プログラム(GW)の導入													
	*新規 支援者向け研修会(市町保健師等相談スタッフ研修及びばかりつけ医等研修)の開催													
	*新規 啓発・普及活動として、内科医等医療機関や警察等関係機関へチラシの配布													
支援者の支援	*新規 支援者の相談・支援(市町支援)													
	*新規 支援者向け研修会の開催													
個別ケース支援	随時の相談・訪問対応													
	緊急ケース対応(精神保健福祉法23条、24条、25条)													
	個別ケア会議等の開催(随時)													
市町支援	*新規 各市町における震災後の心のケア対策の支援													
関係機関との連携体制の強化	*新規 「石巻地域精神保健医療福祉推進会議」の定期的開催													
	*新規 自殺予防対策として地域関係機関との連携体制づくりとして、連絡会議の開催													
	*新規 みやぎ心のケアセンター等関係機関との連携を図る(打合せの実施、ミーティング等への参加等)													

II. 障害者施設調査

1. 概要

管内の障害者施設（障害福祉サービス事業者等）について、被害状況の確認を行った。

2. 各期間における対応

（1）緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

県障害福祉課からの照会により、管内各施設が浸水地区に該当するかどうかの確認を行った。
その他、県障害福祉課が直接、各施設の被害状況の確認を行った。

（2）避難所対策期（4月～6月）

管内各共同生活介護（CH）、共同生活援助（GH）事業者に対し、各受入状況を把握するため電話により被災状況及び入居者数等の確認を行った。

（3）応急仮設住宅移行期、（4）生活再建期（7月～）

【8月】

石巻市の協力のもと、仮設 GH（開成地区）の現地見学を行った。

【8月～】

各仮設 GH の指定事務等を随時実施。

3. 実施結果

震災による休廃止事業所（届出があったもの）及び仮設 GH の状況については別表のとおり。

共同生活介護（CH）、共同生活援助（GH）事業所の状況

（H24年1月1日現在）

1 GH、CHの増減

	震災前				震災後				増減			
	法人	事業所数	住居数	定員	法人	事業所数	住居数	定員	法人	事業所数	住居数	定員
石巻市	3	6	16	79	3	6	20	123	0	0	4	44
東松島市	1	1	5	25	1	2	6	35	0	1	1	10
女川町	1	1	2	6	1	1	1	2	0	0	-1	-4
管内合計	5	8	23	110	5	9	27	160	0	1	4	50

※石巻市は震災により1法人1事業所が廃止、その後、別の1法人が1事業所（仮設）を設置

2 仮設GH、CHの設置状況

	公営				その他			
	委託先法人数	事業所数	住居数	定員	法人数	事業所数	住居数	定員
石巻市	3	5	7	49	1	1	2	14
東松島市	1	1	1	10	0	0	0	0
女川町	0	0	0	0	0	0	0	0
管内合計	4	6	8	59	1	1	2	14

4. 考察・検証

GH、CHの被災状況については、当所で電話等による確認を行ったが、その他の事業所については、情報把握が大幅に遅れた。

必要に応じ、早期に現況調査を行い、被害状況及び開設状況について、早期に確認すべきであった。

5. 今後の方向性

施設の移転、休廃止等の情報把握を継続し、届出の提出を求める。

震災により移転、休廃止した障害福祉サービス事業所等

1 障害福祉サービス事業所等の増減

(H24年1月1日現在)

管内全体	震災前	震災後 実施施設数						増減	被災による移転、休廃止		
		元の施設 で実施	新規設 置・認可	移転	休廃止		休廃止				
					廃止	休止中	移転		廃止	休止中	
施設数	104	102	63	13	26	8	8	-2	22	2	8
居宅介護、重度訪問介護	35	31	18	2	11	4	2	-4	10	1	2
行動援護	14	11	6	0	5	2	1	-3	4	0	1
同行援護	0	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0
児童デイサービス	3	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0
短期入所	9	7	6	0	1	0	2	-2	0	0	2
相談支援	3	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	13	12	11	0	1	0	1	-1	1	0	1
障害児（者）支援	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	6	5	4	0	1	0	1	-1	1	0	1
就労移行支援	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	8	10	7	3	0	0	1	2	0	0	1
共同生活介護、共同生活援	8	9	1	2	6	2	0	1	6	1	0
旧法施設	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0

石巻市	震災前	震災後 実施施設数						増減	被災による移転、休廃止		
		元の施設 で実施	新規設 置・認可	移転	休廃止		休廃止				
					廃止	休止中	移転		廃止	休止中	
施設数	73	73	41	11	21	5	6	0	17	1	6
居宅介護、重度訪問介護	26	24	13	2	9	2	2	-2	8	0	2
行動援護	12	9	6	0	3	2	1	-3	2	0	1
同行援護	0	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0
児童デイサービス	2	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0
短期入所	4	3	2	0	1	0	1	-1	0	0	1
相談支援	1	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	8	7	6	0	1	0	1	-1	1	0	1
障害児（者）支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	4	3	2	0	1	0	1	-1	1	0	1
就労移行支援	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	6	9	6	3	0	0	0	3	0	0	0
共同生活介護、共同生活援	6	6	0	1	5	1	0	0	5	1	0
旧法施設	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0

東松島市	震災前	震災後 実施施設数						増減	被災による移転、休廃止		
		元の施設 で実施	新規設 置・認可	移転	休廃止		休廃止				
					廃止	休止中	移転		廃止	休止中	
施設数	24	23	19	2	2	3	3	-1	2	1	1
居宅介護、重度訪問介護	8	6	5	0	1	2	0	-2	1	1	0
行動援護	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
同行援護	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
児童デイサービス	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所	4	3	3	0	0	0	1	-1	0	0	1
相談支援	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児（者）支援	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活介護、共同生活援	1	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0
旧法施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

女川町	震災前	震災後 実施施設数						増減	被災による移転、休廃止		
		元の施設 で実施	新規設 置・認可	移転	休廃止		休廃止				
					廃止	休止中	移転		廃止	休止中	
施設数	7	6	3	0	3	0	1	-1	3	0	1
居宅介護、重度訪問介護	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
行動援護	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児（者）支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	1	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	1
共同生活介護、共同生活援	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
旧法施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※共同生活介護、共同生活援助の「移転」は住居の増減も含む

IV. 保育所施設調査

1. 概要

管内（登米市も含む）の保育所（公立、私立）、認可外保育施設について、被害状況の確認を行った。

2. 各期間における対応

（1）緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

県子育て支援課からの照会により、管内の保育所等の被害状況を確認した。

保育所（公立、私立）に対しては、各市町の保育担当課から聴き取りを行い、認可外保育施設に対しては、可能な限り現地確認による状況把握に努めた。

なお、登米市については、県子育て支援課が直接状況確認を行った。

（2）避難所対策期（4月～6月）

【4月】

緊急対応期より引き続き、現地確認及び電話により調査を行った。

併せて、4月7日の余震による被害状況について、各市町に対し現地及び電話により確認を行った。

【6月】

厚生労働省からの照会により、管内の各認可外保育施設の被害状況等（施設及び人的被害の状況、及び、食事の提供体制等）について、各施設に対し、文書により調査を行った。

（3）応急仮設住宅移行期（7月～9月）

【8月】

県内各市町村での情報共有を図るため、県子育て支援課からの照会により、休止保育所（公立、私立）の被災状況及び今後の方向性について、管内各市町の保育担当課に確認した。

（4）生活再建期（10月～）

【10月】

厚生労働省からの照会により、管内の各認可外保育施設の被害状況等について、各施設に対し調査を行った。（6月実施の調査の続き）

【10月～】

10月から指導監査（児童福祉行政、公立保育所）及び立入調査（認可外保育施設）を開始。

被災施設（震災により移転又は仮移転した施設、概ね床上浸水以上の被害を受けた施設等。公立：19施設、認可外：8施設）については、通常の監査、立入調査に代えて、入所児童の安全・衛生管理等、重点事項に特化した簡易な現況調査を実施した。また、管内3市町は被災が大きかったため、今後の施設統廃合の計画の確認等、簡易な現況調査を実施した。

3. 実施結果

震災による被害状況及び開所状況については以下のとおり。

震災後の保育所（公立、私立）、認可外保育施設の増減

（H24年1月1日現在）

管内全体	震災前	震災後							増減
		実施施設数				休廃止			
		元の施設で実施	新規設置・認可	移転	代替施設（仮設等）	廃止	休止中		
施設数	103	90	75	2	4	9	6	18	-13
被害状況	全壊		0	0	1	0	1	11	
	半壊		1	0	3	0	2	4	
	浸水		6	0	0	0	0	3	

※新規設置・認可2施設、廃止3施設は、震災とは無関係

1 保育所（公立、私立）

管内全体		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		65	59	48	2	0	9	1	16	-6
被害状況	全壊			0	0	0	0	0	10	
	半壊			1	0	0	0	0	4	
	浸水			6	0	0	0	0	2	

※新規認可2施設、廃止1施設は、震災とは無関係

石巻市		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		33	30	23	1	0	6	1	9	-3
被害状況	全壊			0	0	0	0	0	6	
	半壊			1	0	0	0	0	2	
	浸水			3	0	0	0	0	1	

※新規認可1施設、廃止1施設は、震災とは無関係

東松島市		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		10	8	6	0	0	2	0	4	-2
被害状況	全壊			0	0	0	0	0	2	
	半壊			0	0	0	0	0	1	
	浸水			3	0	0	0	0	1	

女川町		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		4	2	2	0	0	0	0	2	-2
被害状況	全壊			0	0	0	0	0	2	
	半壊			0	0	0	0	0	0	
	浸水			0	0	0	0	0	0	

登米市		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		18	19	17	1	0	1	0	1	1
被害状況	全壊			0	0	0	0	0	0	
	半壊			0	0	0	0	0	1	
	浸水			0	0	0	0	0	0	

※新規認可1施設は、震災とは無関係

2 認可外保育施設

管内全体		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		38	31	27	0	4	0	5	2	-7
被害状況	全壊			0	0	1	0	1	1	
	半壊			0	0	3	0	2	0	
	浸水			5	0	0	0	0	1	

※廃止5施設のうち2施設は、震災とは無関係（私立認可に伴う廃止）

石巻市		震災前	震災後						増減	
			実施施設数				休廃止			
			元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数		22	17	13	0	4	0	3	2	-5
被害状況	全壊			0	0	1	0	1	1	
	半壊			0	0	3	0	1	0	
	浸水			3	0	0	0	0	1	

※廃止3施設のうち1施設は、震災とは無関係（私立認可に伴う廃止）

東松島市	震災前	震災後							増減
		実施施設数				休廃止			
		元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数	5	4	4	0	0	0	1	0	-1
被害状況	全壊		0	0	0	0	0	0	
	半壊		0	0	0	0	1	0	
	浸水		2	0	0	0	0	0	

登米市	震災前	震災後							増減
		実施施設数				休廃止			
		元の施設で 実施	新規設置・ 認可	移転	代替施設 (仮設等)	廃止	休止中		
施設数	11	10	10	0	0	0	1	0	-1
被害状況	全壊		0	0	0	0	0	0	
	半壊		0	0	0	0	0	0	
	浸水		0	0	0	0	0	0	

※廃止1施設は、震災とは無関係（私立認可に伴う廃止）

4. 考察・検証

県子育て支援課との調整に時間を要したことも一因だが、施設の現況調査が10月開始となってしまう、時機を逸した感があった。

認可外保育施設、特に、被災により移転又は仮移転した施設に対しては、食中毒等のリスクが高い6月～7月に実施するなど、当所から県子育て支援課に積極的に働きかけ、早期の安全・衛生管理の状況等の把握に努めるべきであった。

5. 今後の方向性

今後も、管内で仮設保育所等の設置が予定されており、設置の状況を市町村に確認しながら、必要に応じ、安全・衛生管理の状況確認を兼ねた現況調査の実施を検討していく。

また、現在休止中の認可外保育施設について、再開した場合は通常の立入調査とは別に、安全・衛生管理の状況把握を主とした現況調査等を実施する必要がある。

I. 避難所感染症対策（避難所サーベイランス）

1. 概要

震災後は最大で約 280 か所の避難所が設置され、13 万人が避難した。

避難所内では近接した距離で多数の被災者が生活しており、集団生活の長期化並びに疲労による免疫力の低下等により、感染症の発生リスクが増していた。

このため、避難所における感染症の流行を早期に把握して蔓延を防止することを目的に、5 月から 50 人以上の避難者のいる避難所から協力を得て、避難所サーベイランスを実施した。避難所サーベイランスは、避難所が閉鎖されるまで継続して行った。

症候群としては、咳等の症状が最も多かったが、これは聴き取り等によると、感染症というより埃や粉じんによる症状と思われ、心配したアウトブレイク^(注1)の発生はなかった。

(注1)

アウトブレイク(outbreak)とは、ある限定された領域の中で感染症にかかった人間を指す分類語である。また、アウトブレイクは、国家もしくはいくつかの国家を含んだ地域内で流行している感染症、あるいは世界的な病気の流行を示すパンデミックのことも指す。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23 年 3 月 11 日～3 月末）

3 月 18 日～5 月 13 日までは、石巻赤十字病院が行っている医療救護チームのアセスメント（症状日報）のデータから、急性呼吸器感染症様症状（インフルエンザや風邪など）及び消化器感染症様症状（感染性胃腸炎など）の把握を開始した。

(2) 避難所対応期（4 月～6 月）

5 月 16 日からは、国立感染症研究所が開発した「避難所サーベイランス」に変更し、急性呼吸器感染症、消化器感染症に加えて、麻しん等の発熱を伴う発疹や破傷風、疥癬、黄疸（肝炎）等についても把握開始した。

開始するにあたり、「避難所サーベイランスマニュアル」を作成して各市町に依頼した。石巻市（本庁分・河南支所の一部）については、当職員（約 20 人）が 1 週間かけて避難所（53 か所）を訪問して各避難所のリーダー等に説明し協力をお願いした。

開始時は 54 か所の避難所から報告を受けていたが、5 月 30 日からは 107 か所の避難所が参加した（石巻市は避難者数 20 人以上の避難所、女川町は一部の避難所、東松島市は 50 人以上の避難所）。

各避難所から、1 週間まとめて月曜日に FAX 又は電話で保健所に報告をもらう方法をとった。ただし、同一症状 10 人以上の場合は随時報告してもらうこととした。アウトブレイクが疑われる避難所には、他自治体公衆衛生医師やスタッフが実際に出向き状況を確認し指導した。

各避難所から報告後、集計作業、避難所への電話問合せ、web 入力を行い、その後は「石巻感染症情報（避難所版）」を毎週発刊し市町及び各避難所、基幹病院に情報提供した。

報告延数は 5 月 248 か所、6 月 280 か所であった。

(3) 応急仮設住宅移行期（7 月～9 月）

避難所は集約されたり、規模が縮小になり報告数は徐々に減少し、報告延数は 7 月 213 か所、8 月 233 か所、9 月 140 か所であった。

「石巻感染症情報（避難所版）」の発行を継続し、管内での発生状況を還元するとともに、季節ごとにおこりやすい感染症の特徴や予防法等について啓発した。また、感染症ではないが、過酷な避難所での生活環境を考慮して熱中症や食中毒、体調管理のポイントについても啓発した。

東松島市の避難所は8月31日に閉鎖した。

(4) 生活再建期（10月～）

石巻市は10月11日に、女川町は11月9日に避難所閉鎖となり、避難所サーベイランス事業は終了となった。

「石巻感染症情報（避難所版）」避難所閉鎖に伴い終了とし、新たに応急仮設住宅の集会所等向けに「感染症かわら版」を月2回発刊し活用を図った。

3. 実施結果

避難所での感染症の集団発生はなかった。週報から気になった避難所へ対応したケースは50件あり、主なものは風邪（インフルエンザ疑い含む）、下痢嘔吐、水痘（熱を伴う発疹）などであったが、水痘は後日詳細な検査により否定された。心配されたインフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、結核の発生はなかった。

避難所サーベイランスによる報告件数と対応件数

月 別	5/10～6/5	6/6～7/3	7/4～7/31	8/1～9/4	9/5～10/2	10/3～11/6	計	
①報告延件数	248	280	213	233	140	19	1,133	
②対応件数	18	22	5	3	2	0	50	
内訳	風邪	13	11	3	2	2	0	31
	水痘	0	1	1	1	0	0	3
	その他	5	10	1	0	0	0	16
	※その他内訳	下痢嘔吐4 疥癬白癬1	下痢嘔吐4 疥癬白癬2 創傷関連2	疥癬白癬1				

※①報告件数

※②：「①報告件数」のうち気になった避難所への対応件数

4. 考察・検証

避難所における感染症予防に対する意識向上には繋がったが、避難所のリーダーが頻繁にかわるので（特に各自治体から応援に来ていた場合）引継ぎが難しかった。通信機能（FAX・電話）がないため連絡をとることが困難であった。避難所は感染症サーベイランス以外にも様々な自治体や大学による調査が行われており、リーダーが本来の業務ではなく、調査業務に忙殺されていたところもあったなど、避難所のリーダーの負担が大きかった。

また、今回のように避難所数が多いことや当所自体が被災し機能が低下している状況下では、避難所サーベイランスの体制整備のための業務量が膨大で、少ないマンパワーでは困難であった。医療救護チーム、保健活動チームとの連携強化や、サーベイランスの定点を臨時に増やす、早期回復を支援するなど、災害時における感染症サーベイランス体制の在り方は今後検討を要すると思われる。

II. 避難所感染症対策（感染防止対策：避難所リスク軽減・啓発活動）

1. 概要

避難所では水がなく、近接した距離で多数の被災者が生活し、避難所生活の長期化並びに疲労による免疫力の低下等により、感染症発生リスクが高いことが予測された。

このため、避難所への手指消毒剤やマスクの配布でリスク軽減を図り、東北大学と共同のリスクアセスメント調査を実施した。メディアを活用した情報発信や感染症予防のためのチラシの作成及び配布、手洗い啓発のためのキャラクター作成等の啓発普及を行った。

結果、感染症のアウトブレイクの発生はなかった。



2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

3月31日までに東北大学と共同で全避難所のリスクアセスメントを実施

(2) 避難所対応期（4月～6月）

①啓発活動

- ・石巻ラジオで「自宅の清掃、がれき撤去作業の際の感染予防について」、「被災地における感染症予防について（破傷風、レジオネラ症、ツツガムシ病）」、「被災地における麻疹について」を毎日放送し注意喚起
- ・テレビの取材に感染症予防の啓発(2回)
- ・当所のホームページに掲載
- ・チラシを各市町経由で避難所や各家庭に配布

4月：「自宅の清掃・がれき撤去作業などの際の感染予防について」

「被災地における感染症について（破傷風・レジオネラ症・ツツガムシ病）」

「被災地における麻疹について」

5月：「水ぼうそうが流行しています」

アスベスト対策「被災地に入る保健医療従事者、ボランティアの方へ（正しいマスクの装着）」

「避難所における感染症発生時対応資料（結核・インフルエンザ、感染性胃腸炎・麻疹）」の作成と配布（各市町、避難所にいる看護者等）

6月：「熱中症予防」

- ・5月16日から避難所サーベイランスを実施。避難所サーベイランスの結果から避難所版「石巻感染症情報」を毎週発行し、データの還元と感染症予防の啓発を実施した。

②感染リスクの軽減のため避難所巡回指導を定期的にも実施し、併せて手指消毒剤やマスクなどを配布した。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

- ・7月に手足口病の流行警報発令に伴い管内市町へ注意喚起を実施
- ・石巻ラジオ、ホームページ、避難所版「石巻感染症情報」による啓発活動を継続

(4) 生活再建期（10月～）

- ・11月9日の女川町避難所閉鎖に伴い、避難所版「石巻感染症情報」発行と、現地確認及び指導等を11月2日に終了した。
- ・管内の被災者が応急仮設住宅移行後、感染症予防啓発のために、12月7日から「感染症かわら版」を月2回の頻度で発行した。

各市町にメールで配布し、応急仮設住宅集会所等での活用を依頼。あわせて当所ホームページに掲載

載。

- ・感染症予防のための手洗い啓発キャラクター「てあらいおん」製作。「感染症かわら版」やHPへの掲載、保育施設への予防対策指導の際にぬり絵配布。
- ・感染性胃腸炎の発生により、感染拡大防止のための衛生指導を実施した。

3. 実施結果

避難所版「石巻感染症情報」は、避難所での保健活動の際に感染症予防のための啓発情報として活用され、「感染症かわら版」は集会所等に掲示された。

4. 考察・検証

避難所の衛生的な環境を速やかに整えるには平常時から災害への対策が必要であったと思われる。「てあらいおん」がホームページやかわら版への掲載、シールの配布を行っているが、今後、小児向けの感染予防のために更なる活用をすすめたい。

—生活保護担当—

I. 安否確認業務, 4月分保護費支給業務

1. 概要

発災直後に安否確認等を行ったほか、当所が浸水しデータを失ったため、4月分保護費支給業務を他事務所のシステムを使用し、女川町役場で現金支給を行った。

また、大震災により生活に困窮する者の増加が予想されることから、平成23年5月から女川町に駐在する面接相談員を設置した。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期 (H23年3月11日～3月末)

①安否確認業務

保護者に対する安否確認を3月19日に実施した。当所が使用できる公用車は4台だけだったので、女川町までは乗り合わせで行き、現地では徒歩で確認を行った。町全体が被災しており役場、民生委員も十分に情報を把握していないため避難所を回った。しかし、避難者が多すぎ目指す保護者を捜すことができなかった。やむを得ず被災していない高台や海から離れている世帯の安否確認及び災害対策本部にある避難者リストによる確認にとどまった。また、インターネットの避難者情報は、有効な情報確認の手段となった。その後、3週間、1か月と過ぎるうちに役場から情報が得られるようになった。

3月19日	<ul style="list-style-type: none">・女川町健康福祉課に聞き取り・女川町災害対策本部で避難者リストによる確認・被保護者宅訪問・民生委員による聞き取り・近隣の人による聞き取り
3月20日	県ホームページ掲載の避難者リスト確認

②4月分保護費支給業務

3月16日～17日：北部保健福祉事務所で生活保護システム入力

生活保護システム、ケース記録等のデータを保存しているパソコン、ケース記録等の書類すべてが水没したため、当所では4月分保護費支給業務ができなくなった。このため3月16日、17日に北部保健福祉事務所において生活保護システムを借り支給業務を行った。平成23年2月に生活保護システムが旧システム（データが当所のパソコンの中だけにある）から新システム（県庁にサーバーがある）に切り替わり、県庁に保護データがあったため事なきを得た。

(2) 避難所対策期（4月～6月）

①4月5日～6日：4月分保護費支給（女川町、石巻市、涌谷町、登米市）

女川町では、金融機関が被災しているため口座振込を行っても引きおろすことができないことから、全世帯を窓口支給とした。4月5日の保護費支給日には当所職員が女川町に出向き支給業務を行った。保護者は、交通機関がないため受け取りに来ることができないので、避難所や被災していない保護者宅に直接持参して支給した。町外に避難あるいは施設入所している保護者もいたので4月6日も支給業務に当たった。しかし、所在が不明の保護者も多数いたため支給できたのは半数ほどにとどまった。

平成23年12月に女川町内に金融機関が設置されたので、平成24年1月支給分からは従前どおり女川町職員が窓口支給を担当することになった。

②生活面接相談員設置（5月1日～）

生活保護面接相談員の活動状況

- ・生活保護の面接相談
- ・生活保護に関する制度の説明及び必要な助言
- ・生活保護の申請手続き

3. 実施結果

(1) 安否確認業務

①安否状況（平成23年3月20日現在）

- ・被保護者 87人 生存者 57人（避難所・扶養義務者・自宅49人、病院・施設8人）
不明 30人
- ・被保護世帯 62世帯 世帯員全員生存 42世帯
不明 20世帯

②4月分保護費支給業務

4月分保護費を支給できた世帯数 31世帯（保護世帯数62世帯）

※後日生存を確認でき5月分保護費と併せて支給した世帯も20数世帯あった。

③生活保護面接相談員

避難所では支援物資により最低限の衣食は確保されていたこと、応急仮設住宅に転居した後も雇用保険、生活再建支援金及び義援金等の受給により生活維持は可能であったことから、震災後6か月程度は生活保護の相談及び申請は少なかった。しかし、10月ごろからは増加傾向にある。（相談件数は延べ件数である。9月以前も相談件数が多いのは、同一の人物による複数回の相談によるものである。）

面接相談状況については、下表のとおりである。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
相談件数	1	7	4	7	10	7	6	11	53
うち被災が直接の原因となっているもの	1	6	2	7	9	1	5	3	34
申請を受理した件数	0	0	1	0	0	1	1	0	3
うち被災が直接の原因となっているもの	0	0	1	0	0	0	1	0	2
保護開始となったもの	0	0	1	0	0	0	0	0	1
うち被災が直接の原因となっているもの	0	0	1	0	0	0	0	0	1

※同一人が複数回相談に来所しているものも含んでいる。

(2) 通常業務

—成人・高齢班—

I. 栄養関係業務

1. 概要

食育の推進、給食施設支援、栄養士育成、生活習慣病重症化予防対策など、通常実施していた業務は平成 23 年度の前半はほとんど休止状態であった。継続できた業務は給食施設の届出関係の業務、出前講座 2 件のみであった。

後半になり、食育に関係するボランティア同士の情報交換会や栄養士会の活動再開への支援など少しずつもとの活動へ戻れるように支援をしながら、業務を再開してきた。

2. 業務再開状況・現状

(1) 食育関係

11 月に、食育関係 3 公所（保健福祉事務所、地方振興事務所、教育事務所）で、震災後、初めての打合せ会を行った。

12 月に、石巻地域で活動するみやぎ食育コーディネーターの情報交換会を開催した。

昨年度まで、活動の際に使用していた紙芝居が震災でなくなったため、再度、購入することとし、貸出を再開することとした。

また、食生活改善推進員については、各市町で実施する仮設集会所等での栄養・食生活関係事業の補助など、活動を少しずつ始めるようになってきたことから、2 月に管内の食生活改善推進員を対象に研修会を開催した。

(2) 給食関係

今年度は、健康増進法に基づく立入検査は実施しないこととし、県全体で実施する給食施設の災害対応状況調査とあわせ、状況を確認する形をとった。また、各施設の関係法令に基づく監査については、それぞれの実施方法に併せて給食・栄養管理部門を担当する形で実施した。6 月からは介護保険関係、10 月からは保育所関係、11 月からは病院について実施。また、栄養関係図書の支援があり、配布の調整を行った。

給食施設の届出関係の事務については、随時実施した。

(3) 栄養士育成関係

当所主催では、9 月に行政栄養士の情報交換会を開催した。

また、管内栄養士会の活動支援として、8 月、10 月に役員会、1 月には情報交換会を開催した。

(4) 生活習慣病重症化予防対策関係

石巻地区地域医療対策委員会生活習慣病重症化予防専門委員会が、平成 22 年度末で委員の任期が満了となったことから、委員会を 2 年間延長することとし、平成 24 年 1 月に委員会を開催した。この中で、平成 23 年度実施予定だった「生活習慣病重症化予防のための“医療機関と地域保健の連携システム”」は震災の影響により平成 23 年度は中止したことを報告し、平成 24 年度からの実施内容及び方法を確認した。

3. 今後の対応

みやぎ食育コーディネーターを始め、食育活動に取り組む方々が、紙芝居を活用してもらえるよう、多くの食育関係者に周知する。

栄養士育成としては、震災を踏まえた栄養士活動について支援していく。

給食施設に対しては、災害時の情報提供、情報共有のための保健所と給食施設及び給食施設間等のネッ

トワーク体制を整備する。

生活習慣病重症化予防対策としては、「生活習慣病重症化予防のための“医療機関と地域保健の連携システム”」が平成 24 年度から円滑に実施できるよう調整する。

Ⅱ. 市町村等事業への技術支援・リハビリテーション相談事業

1. 概要

市町村等事業への技術支援、リハビリテーション相談事業は、事業所等に要請に対し迅速に対応を図るため、支援の要請方法及び相談票の見直しを行った。

2. 業務再開状況・現状

6 月 24 日に、管内市町及び保健福祉事業所にリハビリテーション支援事業「リハビリテーション専門職等の派遣・コーディネート」平成 23 年度地域包括ケア・サポート事業地域リハビリテーション支援事業実施についての周知を行った。

3. 今後の対応

管内市町からの相談、保健福祉事業所等からの技術的相談については、県の復興基金事業におけるリハビリテーション支援事業で対応がなされる。支援事業で活動している医療機関、施設等と連携し対応を行う。

Ⅲ. 歯科保健関連業務

1. 概要

平成 23 年 10 月に策定された「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、むし歯や歯周病の予防、口腔機能の向上や維持管理を図るため、関係機関・団体との連携のもと、市町の歯科保健事業や学校、施設の歯科保健活動等の推進を図る。

2. 業務再開状況・現状

平成 24 年 1 月から管内の市町を訪問し、母子歯科保健事業や成人歯科保健事業等についての状況や課題、来年度の計画、さらに震災による影響について聴き取り調査を行った。

東北大学大学院歯学研究科において管内の子供のむし歯について震災による影響を分析する調査等の事業を計画しており、当所に協力要請があったことから、1 月 23 日に打合せを行った。

3. 今後の対応

管内市町の歯科保健事業の聴き取り調査結果をまとめ、市町にフィードバックするとともに、さらに石巻歯科医師会と管内の歯科保健医療について、情報や意見を随時交換する。

東北大学大学院歯学研究科の事業については、その実施に当たり求めに応じて協力する。

IV. 介護保険等業務、指導、対応

1. 概要

介護保険事業所からの問合せや、変更届等の手続きに対応した。震災関連の国通知に関する問合せや、被災後の人員・住所変更等、震災の影響を受けた相談も多かった。また、10月から12月にかけて実地指導を実施した。

被災当初は法令資料や事業所書類が流失し、相談対応に苦慮したが、現在は通常の体制に復旧し、平成24年4月からの法改正に向けて準備を進めている。

2. 業務再開状況・現状

(1) 介護保険事業所新規指定

3月11日の震災当時、介護保険事業所の新規指定の具体的な相談を受けていた先が5者あり、いずれも4月1日指定を予定していた。

うち特別養護老人ホーム万葉苑及び併設の通所介護事業所は、当初予定とおり4月1日指定となったものの、台帳システムが復旧せず、付番作業等を県長寿社会政策課が代行した。

その他4者については、仮事務所となっていた石巻西高等学校への来所等の方法で意向確認ができ、予定を遅らせての指定となった。

(2) 変更届

事業所の軽微な変更事項については、毎年1回6月末に変更届を提出することとなっており、6月前後には多数の変更届の提出があった。

(3) 相談対応

通常の介護報酬上の加算等の問合せのほか、震災の影響による定員超過や利用料免除についての問合せが増加した。

(4) 実地指導

10月11日~12月20日にかけて、介護保険法に基づく実地指導を実施した。通常の運営指導等のほか、定員超過受入施設の状況確認を合わせて行った。

・実施指導実地件数：59件

(居宅介護支援13、訪問介護14、通所介護12、介護老人福祉施設3、短期入所生活介護3、介護老人保健施設3、短期入所療養介護3、通所リハビリテーション3、訪問入浴2、訪問看護1、福祉用具貸与1、福祉用具販売1)

3. 今後の対応

台帳システムが5月以降復旧し、新規指定、変更届等の入力作業が震災前と同様に行える体制となった。平成24年4月に改正介護保険法の施行を控えており、平成24年3月中に、事業所向け集団指導の実施、介護報酬の体制届の一斉手続きを行う。

V. 在宅緩和ケア対策事業（石巻地区在宅ホスピスケア連絡会）

1. 概要

石巻地区の医療、介護等関係機関・団体と患者・家族を含む県民が連携し、石巻地区の在宅ホスピスケアの体制づくり、人材育成、普及・啓発を行い、在宅緩和ケアの推進を図ることを目的とする。

2. 業務再開状況・現状

(1) 体制づくり

石巻地区在宅ホスピスケア連絡会第1回コア・ミーティング（6月14日）を開催し、震災に伴う地域の現状について情報交換を行うとともに、今後の石巻地区在宅ホスピスケア連絡会の活動方針について検討した。その後、第2回コア・ミーティング（7月26日）、第3回コア・ミーティング（3月2日）を開催し、活動内容の検討を行った。コア・メンバーは、連絡会の会員で活動内容を検討する管内の病院医師、診療所医師、病院看護師、訪問看護師、ケースワーカー、ケアマネジャー、地域住民で構成。また、がん患者のつどいである「ホッとサロン」は、6月から会員の自宅を開放し再開した。

(2) 人材育成

病院、在宅の連携強化の場として顔の見える関係づくり及び情報を共有できる場として、事例検討会を2回開催した。多職種で集まることで、様々な意見を聞くことができ、考えの幅が広がり今後も継続してほしいとの要望が多い。

また、がん診療連携拠点病院の石巻赤十字病院と共催し、緩和ケア研修会を開催した。

(3) 普及・啓発

日赤まつり（石巻赤十字病院主催）に参加し、在宅ホスピスケアの普及・啓発を図ることを目的に、移動ホッとサロンを開設した。

平成23年度 石巻地区在宅ホスピスケア連絡会 活動実績

	項目	日時	内容	対象	参加者数
会議	①コア・ミーティング 第1回コア・ミーティング	H23. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> 震災に伴うこれまでの緩和ケア活動について（情報交換） 今後の石巻地区在宅ホスピスケア連絡会の活動方針について 平成23年度石巻地区在宅ホスピスケア連絡会の活動方針について 話題提供：「石巻地域における高齢者先進国モデル構想 ～健康・生活復興支援の取り組みについて～ 祐ホームクリニック 武藤真祐氏 平成23年度石巻地区在宅ホスピスケア連絡会の活動結果について 平成24年度石巻地区在宅ホスピスケア連絡会の活動方針について 		16
	第2回コア・ミーティング	H23. 7. 26			14
	第3回コア・ミーティング	H24. 3. 2			16
	②事例検討ワーキング 第1回ワーキング	H23. 10. 6			<ul style="list-style-type: none"> 事例検討の流れと役割分担
	第2回ワーキング	H23. 12. 8	5		
2	ホッとサロン開設 ①石巻市中里 ②石巻市立病院 ③東松島市 ④石巻市仮設住宅	毎週木 毎週月(10月)	<ul style="list-style-type: none"> 茶話会等 休止中 休止中 茶話会 	患者・家族	
人材育成	1 事例検討会	H23. 11. 9 H24. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> 第1回事例検討会 在宅側事例提供 第2回事例検討会 病院側事例提供 	在宅医療に携わる関係者等	41 45
	2 在宅緩和ケア研修会 (主催 石巻赤十字病院)	H23. 11. 22	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアにおける地域連絡会 テーマ「大切な人を失うということ」 ～医療者は遺族をどう支えていくか～ 講師 神戸赤十字病院 村上 典子氏 龍谷大学短期大学部 黒川 雅代子氏 		116
普及・啓発	1 日赤まつり	H23. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 移動ホッとサロン 	一般	
	2 がん患者・家族の集い	H24. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> 「石巻ホッとサロンの取組とこれから」 講師 北川 禮子氏 他 	一般	
	3 石巻市、東松島市健康まつり		<ul style="list-style-type: none"> 休止中 		

3. 今後の対応

震災に伴い、応急仮設住宅や在宅避難者の中に支援が必要ながん患者等が生活している。今後は、更に関係者と連携しながらがん患者等へ支援するとともに、体制整備を行う必要がある。

I. 母子支援・女性相談関連業務

1. 概要

母子寡婦福祉資金の貸付をとおして母子家庭の支援を行っている。

震災当初は関係者の安否確認すらできない状況だったが、少しずつ通常業務を行えるようになっていった。支払猶予、据置期間の延長等、震災に係る特例が認められ、これらの制度を利用する方もいた。また、貸付を受けたいという被災者からの相談も多かった。

女性相談においては、女性の抱える様々な悩みに対する相談を受け付けており、DV における女性相談業務も行っている。

2. 業務再開状況・現状

(1) 緊急対応期 (H23 年 3 月 11 日～3 月末)

石巻合同庁舎脱出後、東部下水道事務所、石巻西高等学校へと移ったが、仮事務所移転の周知が進まなかったことから、県庁経由で電話がかかってくることもあった。仮事務所には固定電話がなく、携帯電話を使用していたが、感度が悪くつながりにくかったため、母子寡婦福祉資金の借受人等関係者の安否確認ができなかった。また、車やガソリン不足により、訪問による安否確認もできない状況であった。

石巻西高等学校に移転してからは、相談業務を再開したが、利用者は少なかった。パソコンが班に 1～2 台しかなく、通常業務を行うことができず、しばらくの間は水没した書類やケースファイルを探し、乾燥させる作業に追われた。

(2) 避難所対策期 (4 月～6 月)

3 月 11 日に発送した納付書は、震災による流出等により、本人に無事届いたものはほとんどないと思われたため、4 月 6 日に再送付した。その際に、被害状況や住居の異動等を把握するための現況調査書を同封した。また、被災のため当面支払いできない場合に、支払い猶予が可能であることを知らせる文書も同封した。

4 月には、新聞・広報紙等に母子寡婦福祉資金の紹介が掲載され、問合せの電話が多くなった。

石巻専修大学の体育館に移動後は、1 人 1 台のパソコンが確保でき、少しずつ通常業務を行えるようになっていった。水没した書類やケースファイルを修復しながら、1 件 1 件電話や訪問による安否確認、現況確認を試みたが、応答のないケースも少なくなかった。連絡がついた方の中には、震災を理由とする支払猶予を申請する方もいた。また、仮事務所の周知も進み、来所する相談者も増えてきた。ただし、体育館は夏はひどく暑いこと、またスペースの関係で相談室の確保が難しかったことから、利用者や職員にとって良い環境ではなかった。

相談や問合せの内容は、就労収入が途絶えたことから生活費の貸付を希望されるケース、津波で自家用車をなくし購入資金として貸付を希望するケースが多かった。また、自営業者の店舗被災による事業継続資金の希望もあった。

しかしながら、貸付要件は被災による緩和措置がなかったため、特に希望の多かった自動車購入資金の貸付はできなかったなど、相談者の要望に添えないため貸付に至らなかったケースが多かった。

(3) 応急仮設住宅移行期 (7 月～9 月)

引き続き、安否確認及び現況確認を行った。

9 月に石巻合同庁舎に戻った当初は、まだ庁舎の修理が終わっておらず、また引っ越し作業や会議室等の整理に時間がかかった。当班は、水没した保健所棟の 1 階から石巻合同庁舎の 2 階に移動したが、そのために相談業務で使用している会議室との距離が離れ、利用者を誘導するのに時間がかかったりする不便さは残った。

この時期から、義援金及び支援金で繰り上げ償還するケースが数件あった。

(4) 生活再建期（10月～）

12月には、県子育て支援課や管内市町と連携しながら、震災遺児（ひとり親）家庭に対し、支援制度を記載したリーフレットを送付した。震災遺児家庭からの問合せや相談に対応できるよう、所内でもサポートの体制づくりを進めている。

1月にDVによる保護の相談があり、当日中に一時保護したケースがあった。

3. 実施結果

まだ連絡のつかない方がいるほか、震災の影響で償還が困難な状況が続いている方が多くいる。また、書類やケースファイルが水没したことで日常の業務に支障が出ている状況は変わらない。

DV相談については、急増するのではないかと思われていたが、特に目立った増加はなかった。

4. 考察・検証

被災した方に対して貸付基準を大幅に緩和する制度となっていないため、生活に困窮する方に貸付を行うことができなかった。

特に、今回の大震災では津波で自家用車を失い、自動車の購入資金としての借入を希望する者が多かったが、そのための資金の貸し出しができなかったことが、福祉資金としての意味を考えさせられた。

母子寡婦福祉資金の貸付について不明者の把握に努め、その方の状況に応じた償還方法を提案していく。また、母子家庭等からの相談には随時応じ、その状況に応じた制度を紹介していく。

今後も、DV相談が増加するおそれがある。相談があった場合には適切に応じていく。

Ⅱ. 障害福祉関連業務

1. 概要

各種受付業務は、石巻西高等学校に移転してから可能となった。

精神障害者に係る通報への対応は、通信手段及び移送手段がなく、また管内の病院も被災していることから大変難しかった。

2. 業務再開状況・現状

障害者福祉サービス事業者の指定等の受付業務や精神障害者の自動車税減免に係る生計同一証明書の発行については、石巻西高等学校に仮移転してからは可能となった。

特別障害者手当等の認定支給事務も、5月から通常どおり行った。

また、精神障害者に係る通報への対応は、震災直後は連絡手段や移送手段の喪失により、対応困難な期間があり、一部県障害福祉課に直接の対応をお願いした。その後も、石巻地域は恵愛病院が被災して閉院していることもあり、入院が必要な場合のベッドの確保や診察可能な指定の確保が難しくなり、対応に苦慮した。

精神障害者の医療保護入院届出等については、当所での受付は可能であったが、病院等において震災の影響で遅れが見られたが、おおむね6月以降は通常に戻った。

3. 今後の対応

今後も、通報時のベッドや指定医の確保については難しいと思われるが、随時対応していく。

Ⅲ. 母子保健関連業務

1. 概要

未熟児訪問指導事業は、被災により連絡通信手段がなくなり、また公用車が利用できなくなってしまったことから、再開が4月下旬となった。

発達相談も、会場としていた石巻合同庁舎が浸水して利用できなくなり、場所を移して7月に再開した。各種申請等の受付は、石巻西高等学校に仮移転してから再開した。

2. 業務再開状況・現状

特定不妊治療費助成申請の受付については、石巻西高等学校に仮移転してからは可能となった。

また、自立支援医療（育成医療）及び養育医療申請の受付も可能となった。

養育医療の申請に伴い把握した未熟児の訪問指導については4月26日から再開したが、通信事情が悪かったり、居所が確定していないなどの理由により、連絡が取れないケースがあった。また、未熟児訪問の際に使用する体重計については、津波で流出した女川町に貸し出したため、当所では他の保健所から体重計を借りて対応した。

訪問先は、応急仮設住宅や自宅の損傷のある家庭がほとんどであった。父が失職していて生活基盤が不安定になっていたり、大震災によって精神的に不安になり、子どものことを一番に考えたくても考えられないと話す母親もいた。気になる家庭については、通常1回の訪問が複数回になるケースもあった。

また、震災後、住所地を異動しないまま管外に避難している家庭があり、避難先の市に訪問指導を依頼した。特に心配なケースは、避難先の保健師を訪問し、ケース説明を行った。

発達相談については、7月から再開した。再開当初は石巻合同庁舎が利用できなかったため、石巻支援学校の2室を借りて行い、11月から石巻合同庁舎内での通常開催となった。

震災当日は、石巻合同庁舎内で発達相談を実施していたため、相談を委託している小児科医も石巻合同庁舎に3日間留まらざるを得なかったこともあり、11月の石巻合同庁舎での発達相談再開の際は、当時の状況を思い返すなど、重苦しい雰囲気であった。

震災後の相談件数の増加は今のところ見受けられない。

3. 今後の対応

未熟児訪問については、今後も引き続き行い、母子の支援をしていく。平成25年度に市町村への事務移管が行われる予定であるため、そのための引継ぎなどがスムーズに行われるようにしていく。

Ⅳ. 心のケア関連業務

1. 概要

心のケア関連業務については、震災前から、各種相談業務、精神障害者地域移行推進事業の実施、高次脳機能障害関連事業、及び自殺対策等の各事業を推進していた。

被災により、心のケアについてはその重要性がより大きくなったため、災害対応として多くの事業を新設し、対応してきた。しかしながら、業務増による人員の増については、十分でなかったため、予定していた通常業務を中止しなければならないものもあった。

2. 業務再開状況・現状

(1) 各種相談事業

毎月行っていた精神保健福祉相談とアルコール相談を6月に再開した。しかし、石巻合同庁舎が被災し場所を確保することができなかったことと、被災のため相談に来所できない方が多いことを考慮し、所内での相談ではなく、市町ごとに訪問するアウトリーチ方式に変えての再開となった。

また、被災の影響により相談の数が増加することを考え、精神保健福祉相談の回数も月2回から月4回に増やした。

(2) 精神障害者地域移行推進事業

相談支援事業所に委託し実施している事業であるが、当所保健師が地域体制整備コーディネーターの役割を担っており、地域移行推進員への技術支援や関係機関の調整、対象者選定会議等を実施した。
(平成 23 年度 対象者 2 名を支援)

(3) 高次脳機能障害者支援事業

個別相談のみ対応し、例年実施してきた地域交流会等は、震災のため取りやめた。

(4) 自殺対策

震災対応業務として、震災後の自殺予防対策と絡めて、関係機関の連絡会の開催を平成 24 年 2 月 29 日に開催した。

3. 今後の対応

震災対応を中心に行いながら、通常業務も実施していく。

V. 児童福祉施設関連業務

1. 概要

保育所等の指導事業として、例年、保育所指導監査、認可外保育施設立入調査を行っていたが、震災により、当所及び保育所等の体制が整わない中、例年どおりの指導監査や立入調査は不可能と思われたため、今年度は中止し、その代わりに全施設に対し現地確認を行うこととした。

しかしその後、通常どおりとはいかないものの各保育所等が再開し始めたこともあり、全施設について指導監査、立入調査を行う形で、県子育て支援課の方針が示された。

当所においては、検討の結果、被災している保育所等については現況確認、被災していない保育所等については通常指導監査・立入調査を行うこととし、例年より遅い 10 月から開始した。

2. 業務再開状況・現状

認可外保育施設等の届出の受付については、石巻西高等学校に仮移転してからは可能となった。

3 月下旬から、現地確認又は電話により、被災状況を確認した。

10 月から被災している保育所等については現況確認、被災していない保育所等については通常指導監査・立入調査を順次行った。

建物が被災し移転して再開した施設や、修理して同じ場所で保育している施設など、被災・再開状況は様々であった。保育中に被災で亡くなった保育士や児童はいないものの、自宅で被災して死亡した児童や、家族を亡くした児童がいる施設もあった。また、保育士も自宅が被災していたり家族を亡くしたりしており、その中で業務を行っている大変さがあった。

被災していない施設においても、被災当初は停電や断水により、休園を余儀なくされていた。また、被災地から転居してきた児童がいる施設もあり、直接の被災はなくとも、保育をする上で多くの影響があったことが推察された。

3. 今後の対応

被災施設に対する支援等、制度改正があった場合には早期に情報提供していく。

また、新規開設する施設については、早めに現況確認を行っていく。

I. 感染防止対策（発生動向調査）

1. 概要

管内の医療機関が被害を受け、定点医療機関がすべて被災し、保健所の通信機器の使用ができないことから、感染症情報の把握が困難であった。4月以降順次再開できたところから、12月末に基幹定点医療機関指定され、定点医療機関がそろい、感染症動向が把握できるようになった。

すべての医療機関はそろっていなかったが、8月から定点医療機関からの報告を石巻版感染症流行動向としてまとめ、医療機関への情報提供を目的に毎週発行し、予防対策等に活用されている。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

定点医療機関の被災により報告なし

(2) 避難所対応期（4月～6月）

- ・週報報告は3医療機関（震災前は10医療機関）、月報入力（4月～5月）は1か所（震災前は3か所）。
- ・4月以降一部再開出来るところから報告を依頼、6月には3医療機関が再開し、6医療機関からの報告を受けた。
- ・FAXが利用できるまでは医療機関に報告様式を受け取りに行った。
- ・基幹定点医療機関（石巻市立病院）は津波による被災のため、再開目途立たず。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

- ・週報報告の内科定点医療機関1か所が震災により未定であったが、8月から新規指定され稼働
- ・避難所版「石巻感染症情報」発行を継続
- ・管内感染症流行の動向の把握、管内医療機関等への情報提供を目的に「感染症発生動向調査／石巻感染症情報」を週1回発行。
内容：感染症発生動向調査の石巻圏域データ、全数報告の感染症情報、感染症および食中毒関連の全国ニュース
データベース作成：東京都で作成されたデータベースを提供いただき、過去のデータ入力、情報提供内容・レイアウトの検討を行い石巻保健所版を作成
- ・東京都感染症情報センター発行の感染症・食中毒に関連するニュースをまとめたメール配信を受け情報提供に活用

(4) 生活再建期（10月～）

- ・感染症発生動向調査：内科定点医療機関1か所再開
基幹定点の変更、届出の開始
基幹定点医療機関を石巻市立病院から石巻赤十字病院へ変更のため実施方法等の具体的な説明を行う等の調整を行った。第50週(12月12日～18日)から石巻赤十字病院から週報の届出開始。
12月末に定点医療機関が整い、感染症発生動向調査の体制が整った。
週報 10医療機関、月報 3医療機関
- ・「感染症発生動向調査／石巻感染症情報」の発行継続

3. 実施結果

医療機関再開に伴い感染症発生動向調査の報告も徐々に回復した。どこも甚大な被害を受けていたが協力的であった。

12月には各患者定点医療機関がそろい、発生動向調査の報告体制が整った。

4. 考察・検証

感染症発生の傾向把握の体制・提供媒体が整備されたので、さらに効果的な活用をされるための周知を進める。

II. 結核対策

1. 概要

保健所棟1階が冠水したため、医療費公費負担の申請書類、ビジブル等が浸水したが、水が引いてから濡れた書類等を探し出し、登録患者で治療中の方の安否確認、治療支援から実施した。

浸水した書類からビジブル、申請書類等を見つけ、ビジブルの復元、治療や接触者検診など管理に必要な情報の整理を行い、治療中断者や接触者検診の時期を過ぎた者を受診・検診につないだ。

感染症サーベイランスシステム（NESID）、結核登録者情報システムが入ったパソコンが浸水し、データが消失したため、東京都からの派遣職員の協力でNESIDヘルプデスクからデータを入手し、新しいパソコンへシステムとデータ復旧と全登録患者のビジブルの復元がされたかの確認を行った。

被災によるデータ等の復旧と並行し、初発感染患者の治療支援等を実施した。

【事業実施の目標】

- ・結核患者が中断せずに治療終了するまで支援する
- ・精密健診、接触者健診会場の確保や診査部会委員の出席しやすい環境を確保する
- ・結核登録者の管理データを回復する

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

①治療患者の安否確認と服薬支援

登録結核患者のうち、抗結核薬の治療中であるDOTS対象者10人の安否確認を実施。対象者の自宅に行き、7人の安否確認ができた。自宅がなくなったために見つからない対象3人は、インターネットに掲載されている避難所の避難者リスト、死亡者リストを確認した。避難所の避難者名簿で確認できた対象者については、避難所に行き安否確認を行った。（3月18日～3月19日）

訪問した結果、抗結核薬の確保が必要な方が3人いたため、処方を行える医療機関を紹介した。

②精密検査(管理検診)・結核接触者健康診断、結核審査部会 会場、資料、物品の確保ができなため、実施できず

(2) 避難所対応期（4月～6月）

①DOTS対象者の治療継続支援

自宅・避難所への訪問や電話連絡を行った。

②精密検査(管理検診)・結核接触者健康診断

石巻市医師会に委託して5月から実施

③接触者検診（QFT検査）

- ・石巻市医師会で管理する部屋を借りて5月から実施した。
- ・採血物品を保健所棟に保管し、検査日に石巻市医師会へ搬入した。冷蔵庫がないため、QFT検査用の試験管(要冷蔵)の保管を石巻市医師会に依頼した。

④結核診査部会の開催

4月～5月は大崎保健所を会場に実施したが、委員の方にとっては遠方であったため、2人の委員が欠席した。6月から石巻赤十字病院（健診センター）に会場借用を依頼し、実施した。

⑤ビジブルと関連データの復元

汚泥にまみれたビジブルカードを全てコピーし、汚れがひどく読めない部分は、過去の資料から探し出して記入していく作業をする。

5月に本庁より結核システム復旧の具体的な手順について指示のメールあったが、パソコンの配置を待つこととした。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

①結核初発感染者・家族の調査及び治療支援

②被災による治療中断者への治療継続支援

ビジブルデータの追加から1～3月の登録患者、被災による治療中断者についての支援が中断していたことが分かったため、改めて電話連絡等で情報収集と接触者検診を実施した。

③ビジブルと関連データの復元

復元したビジブルに、結核診査部会資料や管理検診、接触者検診結果の資料などからデータを追加整理。

④結核登録者情報システムをダウンロードし直しての復元作業

- ・7～8月派遣公衆衛生医師が被災状況把握、NESID 残存情報を Access に読み込み、復元ビジブルとの照合を終える。
- ・各種システム用パソコン届く（8月31日）が結核のみソフト待ちで1週間待つ（9月8日）。事務所引越し関連作業・酷暑・台風などあり、派遣公衆衛生医師と情報交換後、実質入力作業は9月28日～11月中旬頃まで。第一目標を登録順の新ID確保と、今年分の年報に最低限必要な情報と設定し入力開始。

(4) 生活再建期（10月～）

①結核初発感染者・家族の調査及び治療支援

精密検査（管理検診）、接触者検診未受検者の勧奨と医療機関へ協力依頼

②結核患者接触者検診（QFT 検査）、結核診査部会

石巻合同庁舎での執務開始に伴い、保健所棟で実施

③被災による治療中断者の状況確認と治療再開への支援

- ・主治医としていた医療機関が被災した方については、他の医療機関を紹介
- ・被災し他管内に避難している方への医療機関紹介と在宅療養に対する保健指導を依頼。

④循環器呼吸器病センターの結核患者入院基準が示され、これまで入院治療で対応できたその他の喀痰塗抹陰性の初発患者が在宅療養を行うこととなり、その事例に対する地域の医療機関との連絡調整、在宅療養者への支援

⑤結核登録者情報システムへビジブルの内容を全て一からの入力作業

- ・11月中旬、第一目標での入力終了。ヘルプデスクに新旧ID、転出者等の扱いなど震災に伴うシステムデータ再入力に関する諸問題について確認作業を行う。
- ・今年分登録者やコホート抽出で問題があった部分について詳細を入力する。同時に全体的な再確認作業を実施した。

3. 実施結果

結核患者登録システムに登録されていた患者のビジブルをすべて復元することができ、ある限りの情報でビジブルデータを整理できた。

震災の影響で受診もしくは検診を受けることができなかった登録者等の支援を開始し、治療継続もしくは完結することができた。

登録患者情報の整理、管理検診、接触者検診の管理が整っていない。

4. 考察・検証

被災後、治療中断し連絡が取れない肺結核患者、潜在性結核患者がおり、引き続き治療中断者への支援と、連絡が取れない患者への連絡実施、登録患者および接触者検診対象者管理についての整備を進める。地域の医療機関、自宅療養の服薬支援等の体制づくりを検討していく。

Ⅲ. 特定疾患対策（保健活動）

1. 概要

保健所棟 1 階が冠水し、特定疾患等の申請書類も所在不明、パソコンも浸水し、登録受給者のデータが消失した。

訪問患者記録を頼りに人工呼吸器装着の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者の安否確認を行い、その他難病患者の訪問指導等を実施した。

東京都からの派遣職員の協力で、特定疾患医療費受給者で登録されている ALS 患者に家庭訪問、電話連絡を行い、サービス受給状況等を把握し、生活支援の必要な事例を確認した。

2. 各期間における対応

（1）緊急対応期（H23 年 3 月 11 日～3 月末）

在宅 ALS 患者 2 人（人工呼吸器装着）の安否確認（3 月 19 日）

- ・自宅に訪問し、妻から被災後入院になったこと確認した。
- ・自宅で確認できなかった対象は、石巻赤十字病院の張り出し情報で、入院中であることを確認した。

（2）避難所対応期（4 月～6 月）

在宅難病患者への療養支援（5 人）

- ・ALS 患者

（3）応急仮設住宅移行期（7 月～9 月）

- ・ALS 患者の人工呼吸器装着者の被災時の対応について情報収集

停電のために、家族の力でアンビューバックを利用し呼吸を確保、被災で自家用車の使用が不可、交通機能の麻痺のため救急車の利用が困難等の様々な困難があったが、被災後 3 日目に石巻赤十字病院に運ばれたことで入院につながった。

- ・ALS 患者の面接、家庭訪問の実施

東京都の派遣職員の協力で、家庭訪問もしくは電話により ALS 患者の療養生活の状況把握を行った。

（4）生活再建期（10 月～）

- ・特定疾患受給者証新規申請の ALS 患者について、面接及び家庭訪問実施し、療養状況を確認した。
- ・難病相談支援センター開催「難病相談会」開催支援を行った。
- ・随時家族、ケアマネ等からの相談に対応した。

3. 実施結果

被災直後の人工呼吸器装着者の支援は、家族の尽力により生命の維持が行われていた。

ALS 患者は介護保険サービス等の支援を受けているか、機能低下が進んでいないことが確認できた。

4. 考察・検証

状況確認のみで、その後の療養支援に関する関わりがほとんどできていないことから、家庭訪問等で得られた情報から、療養に関する支援の実施を検討したいと考える。

患者支援については、ALS 患者を中心として、療養支援に神経難病等対象疾病を絞り支援を継続する。

IV. 特定疾患対策（申請受付等）

1. 概要

特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受診者に関する全ての電算データが津波被害により喪失したため、8 月末のシステム復旧までは県疾病・感染症対策室での電算処理を依頼し、新規認定・各種変更事務及び更新事務を遺漏なく処理することができた。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23 年 3 月 11 日～3 月末）（3 月 11～3 月末）

石巻合同庁舎が津波被害により浸水したため、東部下水道事務所を仮事務所とすべく移動したが、事務器機はパソコン 2 台・衛星携帯電話 2 台だけという劣悪な状態であり、事務所機能の維持にはほど遠いものであった。このため、3 月 23 日には事務所機能が十分に発揮できる環境を求めて石巻西高等学校の校舎に移転し、仮事務所としてスタートした。住民の方々には従前の窓口サービスに近づくよう努めた。

(2) 避難所対応期（4 月～6 月）

石巻合同庁舎機能が 1 か所で発揮できるよう、石巻専修大学体育館を借上げて仮石巻合同庁舎として 4 月 18 日に執務を開始した。

1 人 1 台のパソコン（職員ポータルの使用可能）、各班ごとの固定電話が完備され、飛躍的にサービス向上が図られた。

しかし、特定疾患業務に関しては、管理データが津波被害によりすべて流失したため、本庁（疾病・感染症対策室）に電算処理を依頼しなければならない場合もあり、住民へのサービス低下ではないが、事務の効率化の面からは若干疑問点も残った。

(3) 応急仮設住宅移行期（7 月～9 月）

特定疾患医療受給者証交付及び小児慢性特定疾患医療受診券交付については、年 1 回の更新時期に当たり、例年当所会議室で一斉更新事務を行ってきたが、今年は大震災の影響もあり、女川町会議室・東松島市会議室及び県東部下水道事務所会議室を借り上げ、地域住民の利便に供することとした。

ただ、受給者の多くも被災し、避難所や親類宅へと居住地が変わっているため、県疾病感染症対策室からの更新案内が届かない、自家用車が津波で流され病院に行けない、一般交通機関も混雑で利用が制限される、市町も被災して必要な書類が出せないなど、負担は大きかったと思われる。

流失した電算管理データは、8 月末に復旧し一斉更新事務及び窓口対応に資するものとなっている。

(4) 生活再建期（10 月～）

石巻合同庁舎の復旧により、9 月末に事務所を石巻合同庁舎 2 階に移動して業務を継続した。

3. 実施結果

事務所が何度か移転して住民の方々に迷惑をかけた面もあるが、概ね状況を理解いただき、良好な事務処理を行ってきたものと思われる。

4. 考察・検証

事務機器等の不足から、情報把握が迅速にできない、流出した電算データの回復に5か月を要したなどの課題があり、バックアップ方法などについて検討する必要がある。

また、病気や障害を持ちながら被災した方々にとって、震災により受療環境や生活環境が変化した中での更新手続きは多大な負担となった。手続きをしなくても1年間の延長を認めるなど柔軟な対応について検討が必要だった。

V. 肝炎治療助成業務

1. 概要

肝炎治療受給者に関するすべての電算データが津波被害により喪失したため、8月末のシステム復旧までは県疾病・感染症対策室での電算処理を依頼し、新規認定・各種変更事務及び更新事務を遺漏なく処理することができた。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期 (H23年3月11日～3月末)

石巻合同庁舎が津波被害により浸水したため、東部下水道事務所を仮事務所とすべく移動したが、事務器機はパソコン2台・衛星携帯電話2台だけという劣悪な状態であり、事務所機能の維持にはほど遠いものであった。このため、3月23日には事務所機能が十分に発揮できる環境を求めて石巻西高等学校の校舎に移転し、仮事務所としてスタートした。住民の方々には従前の窓口サービスに近づくよう努めた。

(2) 避難所対応期 (4月～6月)

石巻合同庁舎機能が1か所で発揮できるよう、石巻専修大学体育館を借り上げて仮石巻合同庁舎として4月18日に執務を開始した。

1人1台のパソコン(職員ポータルの使用可能)、各班ごとの固定電話が完備され、飛躍的にサービス向上が図られた。

被災した石巻市立病院に代わり他の病院で治療を受けるための病院の追加申請を受理し、事務処理を行った。

震災のためできなかった、3月分を含めての新規、更新申請事務を行うとともに、紛失した受給者証の再交付事務を行った。

(3) 応急仮設住宅移行期 (7月～9月)

震災で、更新事務等遅れた方の事務処理を行った。

(4) 生活再建期 (10月～)

電算も回復し、ほぼ通常業務に復した。

3. 実施結果

事務所が何度か移転して住民の方々に迷惑をかけた面もあるが、概ね状況を理解していただき、良好な事務処理を行ってきたものと思われる。

4. 考察・検証

事務機器等の不足から、情報把握が迅速にできない、流出した電算データの回復に5か月を要したなどの課題があり、バックアップ方法などについて検討する必要がある。

また、病気や障害を持ちながら被災した方々にとって、震災により受療環境や生活環境が変化した中で、更新手続きは多大な負担となった。手続きをしなくても1年間の延長を認めるなど柔軟な対応について検討が必要だった。

VI. 原爆被爆者支援事業

1. 概要

管内の12名の被爆者手帳所持者の安否確認ができない状況であったが、安否確認を速やかに実施し、医療特別手当等の支援事業を行った。

2. 各期間における対応

(1) 緊急対応期（H23年3月11日～3月末）

5名と連絡がとれ、安全を確認。

(2) 避難所対応期（4月～6月）

1名が震災で亡くなった。連絡の取れなかった6名の安全を確認し、うち、1名は県外に移転。管内被爆者手帳所持者は10名になった。

健康管理手当の支給を行う。

被爆者手帳を紛失した3名に再交付。

(3) 応急仮設住宅移行期（7月～9月）

健康管理手当の支給を行った。

健康診断希望者5名に一般健診、がん検診を実施。

(4) 生活再建期（10月～）

健康管理手当の支給を行った。

—生活保護担当—

I. 生活保護業務

1. 概要

震災後の保護申請件数は大きく増加するものと予想されたが、4件（平成23年12月31日現在）に留まった。

理由としては、震災直後は避難所から提供される食料等、必要最低限のものは確保されたこと、及び7月から生活再建支援金等を受給したことが挙げられる。しかし、今後はこれらの資金を費消した後は保護申請の増加が予想される。

2. 震災後の保護の状況

震災後の保護の推移は下表のとおりである。

死亡による廃止は4件、他管内転出7件、就労収入の増3件となっている。8月から9月にかけて被保

護世帯数が大きく減少した理由は、生活再建支援金及び義援金の受給によるものである。

保護の推移

	H21年度	H22年度	H23年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護世帯数	66	65	(0)	(0)	(5)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
保護人員	96	93	(0)	(0)	(6)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
管内世帯数	3,883	3,884	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,852	3,852	3,439	3,428
管内人口	10,232	10,002	9,965	9,965	9,965	9,965	9,965	9,965	10,016	10,016	8,496	8,445
保護率	9.50	9.30	8.83	8.83	8.43	7.12	7.12	6.22	3.29	3.10	3.53	3.43

【参考】

石巻市

	H21年度	H22年度	H23年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護世帯数	1,235	1,308	(0)	(0)	(0)	(11)	(15)	(11)	(2)	(1)	(1)	(1)
保護人員	1,700	1,814	(0)	(0)	(0)	(13)	(18)	(13)	(2)	(1)	(1)	(1)
管内世帯数	60,526	60,817	60,905	60,905	60,905	60,905	60,905	60,905	58,142	58,119	58,129	58,144
管内人口	164,396	163,072	160,336	160,336	160,336	160,336	160,336	160,336	153,452	153,247	153,046	152,914
保護率	10.34	11.13	11.62	11.66	11.29	10.90	11.01	10.68	10.13	9.74	9.47	9.24

東松島市

	H21年度	H22年度	H23年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護世帯数	239	245	(0)	(0)	(1)	(0)	(4)	(9)	(7)	(5)	(6)	(3)
保護人員	319	326	(0)	(0)	(2)	(0)	(4)	(9)	(8)	(5)	(6)	(3)
管内世帯数	15,009	15,054	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	14,651	14,663	14,669	14,680
管内人口	43,445	43,285	42,859	42,859	42,859	42,859	42,859	42,859	40,762	40,742	40,711	40,722
保護率	7.34	7.53	8.07	7.86	7.49	7.19	6.59	6.15	4.98	4.57	4.47	4.10

* H22年度までは年度ごと、H23年3月からは月ごとの推移を載せた。県公表はH23年12月分までである。

* 保護世帯数、保護人員の()は停止世帯数及び停止人員数である。

* H23年3月からH23年8月までの管内人口、管内世帯数は津波被害のため役場機能が喪失していることから、H23年2月のものを使用した。

* 保護率の単位は‰(1‰は1000分の1)

3. 就労支援員の活動状況

平成22年4月から生活保護世帯の稼働年齢者の自立助長を図るために、就労に関するアドバイスを行う就労支援員を設置している。今年度は生活再建支援金等の受給により世帯数が減少したことから、支援対象者が3人となっているが1人が就労に至っている。

4. 今後の見込み

生活再建支援金及び義援金の受給により保護廃止となっていた世帯については、これらの資金を費消したときには再申請されるものと思われる。また、これまで保護を受給していなかった世帯についても、雇用保険の期間満了後（平成24年1月まで）及び生活再建支援金等の費消後は保護申請に至る世帯の増加が予想される。